

佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 10 年 7 月 1 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項(法第 9 条の 3 の 2 第 2 項により読み替えて適用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第 9 条の 3 の 3 第 2 項(同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第 9 条の 3 第 1 項又は第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び法第 9 条の 3 第 8 項(法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類の)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により、報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となるものにあつては、焼却施設に限る。以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)、期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類の
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類の
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 受託者は、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 前項各号に掲げる事項

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、縦覧の場所、縦覧の期間及び同項各号に掲げる事項を速やかに告示するものとする。

(市による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 佐世保市の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市による施設の設置に係る縦覧の期間は、告示の日から 1 月間(法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の同意に係

る施設の設置又は変更にあつては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間とする。

(受託者による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第5条 受託者による施設の設置に係る縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 受託者による施設の設置又は変更に係る縦覧の期間は、告示の日から1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第6条 市長は、法第9条の3第2項又は法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(市による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第7条 市による施設の設置に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 佐世保市の事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更の場合にあつては、2週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日)までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第8条 受託者による施設の設置に係る意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 受託者の事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 第6条の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第5条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日までに、受託者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第9条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号の一に該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、佐世保市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第13号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月9日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 10 年 7 月 29 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐世保市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、佐世保市の休日を定める条例(平成 2 年条例第 22 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日は、縦覧を行わないものとする。

2 縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項および第 8 条第 2 項の意見書には、次の各号に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 28 日規則第 24 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 9 日規則第 7 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

別記様式(第 4 条関係) 略

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者、土地又は建物の占有者及び市が一体となつて、空き缶等の散乱防止及び地域の緑化を推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、旅行者及び滞在者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う事業者をいう。
- (3) 土地占有者等 土地又は建物の占有者又は管理者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸殻及びチューインガム等をいう。
- (5) 緑化 樹木及び草花の植栽をいう。
- (6) 指定容器 市長が特に散乱を防止する必要がある、かつ、再資源化が容易なものとして指定する容器をいう。
- (7) 販売業者 事業者のうち指定容器に収納した商品の小売業を営む者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空き缶等の散乱防止及び緑化(以下「散乱防止・緑化」という。)の推進に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、散乱防止・緑化に関する施策を効果的に推進するため、市民等の意識の啓発及び高揚並びに散乱防止・緑化の推進に関する知識の普及に努めるとともに、市民、事業者及び散乱防止・緑化の推進団体等に対し、必要な情報の提供、指導、助言及び支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自らの身近な地域における散乱防止・緑化のための実践活動に参加するとともに、市の施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、散乱防止・緑化の推進に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(土地占有者等の責務)

第 6 条 土地占有者等は、その占有し又は管理する土地又は建物の散乱防止・緑化及び利用者への啓発に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(散乱防止・緑化推進区域の指定)

第 7 条 市長は、散乱防止・緑化による景観の保全を推進する必要があると認められる地域を、散乱防止・緑化推進区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、告示するものとする。

第2章 空き缶等の散乱防止

(空き缶等の投棄の禁止等)

第8条 市民等は、みだりに空き缶等を捨て又は散乱させてはならない。

2 市民等は、観光地、公園、レクリエーション施設その他の公共の場所において、空き缶等を生じさせたときは、これを持ち帰る等により当該公共の場所に空き缶等を散乱させてはならない。

(事業者の空き缶等の散乱防止)

第9条 事業者は、その事業活動に伴って生じた空き缶等を散乱させてはならない。

2 事業者のうち、空き缶等を製造又は販売する者は、空き缶等の散乱防止について消費者への啓発に努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 販売業者は、その販売する場所に指定容器を回収する容器(以下「回収容器」という。)を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第8条及び第9条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該市民等、又は事業者に対し、期限を定めて具体的な改善措置を示して勧告することができる。

2 市長は、販売業者が前条の規定に違反しているときは、当該販売業者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、又は当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくして勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、空き缶等の散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第3章 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第14条 市長は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の公共の施設について、その周辺の景観と調和するよう緑化に努めるものとする。

(事業所の緑化)

第15条 事業者は、前条の規定に準じて事業所の緑化に努めるものとする。

2 市長は、散乱防止・緑化推進区域内において、事業者の事業活動によりその周辺の景観が損なわれていると認めるときは、当該事業者に対し、緑化の措置について必要な指導又は助言をすることができる。

(地域の緑化)

第 16 条 市民は、住居の緑化に努めるとともに、その周辺地域における緑化の推進に協力するものとする。

第 4 章 雑則

(散乱防止・緑化協定)

第 17 条 市長は、事業者及び散乱防止・緑化の推進団体に対し、次に掲げる事項について協定の締結を求めることができる。

- (1) 散乱防止・緑化についての市民等への啓発及び意識の高揚に関する事項
- (2) 市民と連携して行う散乱防止・緑化活動に関する事項
- (3) 事業所の緑化に関する事項
- (4) 市が策定する施策についての協力に関する事項
- (5) その他散乱防止・緑化の推進に関し必要な事項

(散乱防止・緑化推進員)

第 18 条 市長は、地域における散乱防止・緑化推進員を選任し、次の各号に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 民間団体の散乱防止・緑化活動及びこれに関する指導及び助言
- (2) 市民への美化意識の啓発、高揚のための指導
- (3) 散乱防止・緑化活動団体相互間及び市との連絡調整
- (4) その他散乱防止・緑化の促進に必要な事項

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則等

(刑罰法規による告発)

第 20 条 第 11 条第 1 項の規定による勧告に従わず、かつ、第 12 条の命令に違反した者に対しては、関係刑罰法規の活用を図るものとする。

(罰則)

第 21 条 第 11 条第 2 項の規定による勧告に従わず、かつ、第 12 条の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例施行規則

平成6年9月28日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市空き缶等の散乱防止及び緑化の推進に関する条例(平成6年条例第30号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定容器)

第3条 条例第2条第6号の規定により市長が指定する容器は、ペットボトル、金属製及びガラス製の飲料用の容器とする。

(散乱防止・緑化推進区域)

第4条 条例第7条第1項に規定する散乱防止・緑化推進区域の指定をする場合で必要があると認めるときは、当該地域の住民その他関係団体等の意見を聴取するものとする。

(回収容器)

第5条 条例第10条に規定する販売業者は、原則として、指定容器に収納した商品を販売する場所から5メートル以内で、指定容器の投入に支障のない位置に、次に掲げる要件を備える回収容器を設置しなければならない。

(1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) その販売規模に応じて指定容器を回収するのに十分な容量であること。

(3) 指定容器以外の物を入れてはならない旨の表示があること。

(勧告及び命令)

第6条 条例第11条の規定による勧告は、様式第1号又は第2号による書面をもつて行うものとする。

2 条例第12条の規定による命令は、様式第3号による書面をもつて行うものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第13条第2項の身分を示す証明書は、様式第4号とする。

(散乱防止・緑化推進員)

第8条 条例第18条の規定による散乱防止・緑化推進員(以下「推進員」という。)は、50名以内とし、市長が委嘱する。

2 推進員の任期は2年とする。但し、補欠推進員の任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号〔第6条関係〕から 様式第4号〔第7条関係〕まで 略

○佐世保市環境保全条例

昭和49年3月30日条例第10号

改正 昭和58年7月12日条例第23号
平成元年3月30日条例第4号
平成6年7月1日条例第33号
平成8年3月28日条例第5号
平成8年7月3日条例第18号
平成13年1月17日条例第3号
平成13年7月4日条例第26号
平成17年3月28日条例第6号
平成20年7月3日条例第21号
平成31年3月20日条例第22号

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条・第2条）
- 第2節 市長の責務（第3条—第8条）
- 第3節 事業者の責務（第9条—第13条）
- 第4節 市民の責務（第14条—第16条）

第2章 公害の防止

- 第1節 規制基準（第17条・第18条）
- 第2節 工場等の規制（第19条—第28条）
- 第3節 指定建設作業の規制（第29条・第30条）
- 第4節 規制基準適用の対象外に係るものに対する規制（第31条）

第3章 削除

第4章 補則（第41条—第43条）

第5章 罰則（第44条—第47条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、佐世保市環境基本条例（平成17年条例第6号）の理念のもと、公害防止関係法令及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号）（以下「法令等」という。）に特別の定めがあるものを除くほか、市長、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する規制その他必要な事項を定めることにより環境保全の推進を図り、もつて市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定施設工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設又は作業場のうち、ばい煙、粉じん、ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を著しく排出し、又は発生するものであつて、規則で定めるものをいう。
- (2) 指定工場等 指定施設を設置している工場及び事業場をいう。
- (3) 指定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しいばい煙等を発生する作業であつて、規則で定めるものをいう。
- (4) 騒音規制区域 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、市長が指定した地域をいう。
- (5) 悪臭規制地域 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、市長が指定した地域をいう。

第2節 市長の責務

(基本的責務)

第3条 市長は、市民の健康の保護及び生活環境の保全に必要な施策の実施に努めなければならない。

(監視、調査及び公表)

第4条 市長は、公害の発生源、原因及び状況等について監視し、及び調査しなければならない。

- 2 市長は、毎年、前項の監視及び調査の結果明らかになつた公害の状況を公表しなければならない。

(公害に係る苦情の処理)

第5条 市長は、公害に係る苦情の申出に応じ、迅速かつ適正な処理に努めるものとする。

- 2 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、関係者に対し、公害の発生の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告するものとする。

(中小企業者に対する資金のあつ旋等)

第6条 市長は、中小企業者が公害防止のため、施設を設置し、又は整備しようとする場合は、必要に応じて資金のあつ旋及び技術的な指導に努めるものとする。

(地域開発等における配慮)

第7条 市長は、海岸の埋立、土地の造成等自然環境の変更を伴う地域の開発及び整備に関する計画等の策定並びに実施に当たっては、自然破壊及び公害の防止に十分配慮しなければならない。

(環境保全協定等)

第8条 市長は、環境保全のため、必要と認める場合は、事業者に対して環境保全協定等の締結を要請するものとする。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、その事業活動に伴って発生する環境の破壊及び公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令等及びこの条例に規制がない場合においても、周囲の自然的、社会的条件に応じて環境の破壊及び公害を防止するように努めなければならない。

3 事業者は、事業者相互及び市その他行政機関が実施する生活環境の保全に関する事業又は施策に対して、積極的に協力しなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、自然環境を破壊し、又は損傷することがないように努め、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全に必要な措置を講じなければならない。

(管理及び監視義務)

第11条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに、工場等から排出し、又は発生するばい煙等の状況を常時監視しなければならない。

2 事業者は、事故の防止に努めるとともに、あらかじめ事故発生時における万全の対策を講じておかななければならない。

(公害防止等に関する技術の研究及び開発)

第12条 事業者は、公害の防止並びにその事業活動に伴って生ずる廃棄物の処理に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

(環境保全協定等の締結)

第13条 事業者は、環境保全のため、市長から要請があつた場合は、市との間に環境保全協定等を

締結しなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第14条 市民は、生活環境の保全に努めるとともに、自然を破壊し、公害を発生させ又はその他の行為により地域の良好な環境を損なつてはならない。

(行政機関への協力)

第15条 市民は、市その他行政機関が実施する環境の保全及び公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地等の清潔保持)

第16条 市民は、その所有し、占有し若しくは管理する土地及び建物の周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するように努めなければならない。

第2章 公害の防止

第1節 規制基準

(規制基準の設定)

第17条 市長は、指定施設又は指定建設作業を行う場所から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度若しくは程度の許容限度（以下「規制基準」という。）を規則で定めることができる。

(規制基準の遵守)

第18条 指定施設を設置している者又は指定建設作業を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、1の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）については、当該施設が指定施設となつた日から1年間は適用しない。

第2節 工場等の規制

(指定施設設置の届出)

第19条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。ただし、騒音規制地域又は悪臭規制地域以外の場所において騒音又は悪臭に係る指定施設を設置しようとする者については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業の種類及び方法
- (4) 工場等に係る建物並びに指定施設の種類、構造及び配置

- (5) 公害防止の方法
- (6) 使用する原材料及び排出物並びに廃棄物の処理方法
- (7) その他規則で定める事項

(経過措置)

第20条 1の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となつた日から30日以内に規則で定めるところにより前条各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

2 前条ただし書の規定は、前項の届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第21条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(計画変更命令等)

第22条 市長は、第19条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る指定工場等のばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第23条 第19条又は第21条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれその届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法を変更してはならない。

2 市長は、第19条又は第21条の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名変更等の届出)

第24条 第19条又は第20条の規定による届出をした者は、その届出に係る第19条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届出なければならない。

(承継)

第25条 第19条又は第20条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設及び指定工場等を譲り受け又は借り受けた者は、当該指定施設及び指定工場等に係る当該届出をした者の地位を

承継する。

- 2 第19条又は第20条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係る指定施設及び指定工場等を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設及び指定工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第19条又は第20条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内にその旨を市長に届出なければならない。

（改善命令等）

第26条 市長は、指定工場等が規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該指定工場等の設置者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該指定施設及び指定工場等の構造、配置、使用方法、管理方法又は公害防止方法の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の命令によつては直ちに規制基準に適合させることができないと認めるときは、前項の規定により改善命令を行うほか、当該指定施設の一時使用停止若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

（汚水等の浸透禁止）

第27条 指定工場等を設置している者は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、当該指定工場等から規則で定める物質を含む汚水又は廃液を地下に浸透させてはならない。

（事故発生時の措置）

第28条 指定工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故により当該指定工場等から著しいばい煙等を排出し、若しくは発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、市長に報告し、かつ、事故の復旧に努めなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る指定工場等の周辺の区域における人の健康又は生活環境が損なわれ、若しくは損なわれるおそれがあると認めるときは、当該指定工場等の設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第3節 指定建設作業の規制

（実施の届出）

第29条 騒音規制地域内において指定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該指定建設作業開始の7日前までに、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。ただし、

災害その他非常の事態の発生により、指定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 作業の場所
- (4) 作業の時間及び実施の期間
- (5) 騒音防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、すみやかに同項各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

(改善命令)

第30条 市長は、騒音規制地域内において、指定建設作業に伴つて発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その指定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期間を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音防止方法の改善又は指定建設作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 規制基準適用の対象外に係るものに対する規制

(規制基準の適用を受けない工場等に対する規制)

第31条 規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設作業を施工する者は、第18条第1項の規定に準じて公害を発生させないように努めなければならない。

第3章 削除

第32条から第40条まで 削除

第4章 補則

(立入検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場等及び建設作業を行う場所その他必要な場所に立入り、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを指示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者、建設作業を行う者に対し、公害防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(規則への委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第44条 第22条、第26条第1項若しくは第2項又は第30条の規定による命令に違反した者は、8万円以下の罰金に処する。

第45条 第19条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第1項、第21条又は第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第1項の規定に違反した者
- (3) 第41条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (4) 第42条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章及び第5章の規定は、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する。(昭和49年規則第69号で第2章及び第5章の規定は、昭和49年12月20日から施行)

(佐世保市総合計画審議会条例の一部改正)

- 2 佐世保市総合計画審議会条例(昭和45年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和58年7月12日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則(平成元年3月30日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月1日条例第33号)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月3日条例第18号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年1月17日条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月4日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第20条から第28条までの規定並びに次項(第1条の改正規定を除く。)及び附則第3項の規定は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月3日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

○佐世保市環境保全条例施行規則

昭和49年12月18日規則第70号

改正 平成9年10月1日規則第49号
平成13年3月27日規則第4号
平成14年3月28日規則第24号
平成20年1月31日規則第1号
平成31年3月20日規則第7号
令和3年4月28日規則第42号
令和3年8月19日規則第63号
令和4年9月29日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市環境保全条例（昭和49年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める施設又は作業場は、別表の指定施設の欄に掲げる施設又は作業場とする。

(規制基準)

第3条 条例第17条に規定する規則で定める規制基準は、別表の指定施設の種類ごとに同表の規制基準の欄に掲げるとおりとする。

(届出書の提出部数)

第4条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

(指定施設設置の届出)

第5条 条例第19条第7号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ばい煙に係る指定施設にあつては、その規模及び能力
- (2) 粉じんに係る指定施設にあつては、その規模及び能力並びに使用及び管理の方法
- (3) 汚水に係る指定施設にあつては、その規模並びに排出水の汚染状況及び量並びに用水及び排水の系統
- (4) 騒音に係る指定施設にあつては、その型式、能力並びに指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

2 条例第19条の規定による届出は、指定施設設置届出書（様式第1）によつてしなければならない。

（経過措置に伴う届出）

第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、指定施設既設置届出書（様式第2）によつてしなければならない。

（構造等の変更の届出）

第7条 条例第21条の規定による変更の届出は、指定施設一部変更届出書（様式第3）によつてしなければならない。

（氏名変更又は施設廃止の届出）

第8条 条例第24条の規定による条例第19条第1号又は第2号に係る事項の変更の届出は氏名等変更届出書（様式第4）、同条に係る指定施設の使用廃止の届出は、指定施設使用廃止届出書（様式第5）によつてしなければならない。

（承継の届出）

第9条 条例第25条第3項の規定による届出は、指定施設承継届出書（様式第6）によつてしなければならない。

（地下に浸透させてはならない物質）

第10条 条例第27条に規定する規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に掲げる物質とする。

（指定建設作業実施の届出）

第11条 条例第29条第1項第6号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- （2） 指定建設作業の種類
- （3） 使用する機械の名称、型式及び数
- （4） 建設工事及び指定建設作業の工程表

2 条例第29条の規定による届出は、指定建設作業実施届出書（様式第7）によつてしなければならない。

附 則

この規則は、昭和49年12月20日から施行する。

附 則（平成9年10月1日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表ばい煙の部1の項規模又は能力の欄の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月28日規則第42号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年8月19日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐世保市環境保全条例施行規則の規定については、施行の日以後になされる届出について適用し、同日前になされた申請又は届出については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月29日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

指定施設			規制基準
区分	施設の種類	規模又は能力	
ばい煙	1 廃棄物焼却炉 （ゴム、ピッチ、合成樹脂その他燃焼の際著	火格子面積が0.5平方メートル以上2平方メートル未満であるか又	排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度が、リンゲルマン濃度法により測定した濃度が2度以下であること。ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん

	しいばいじんを発生するおそれのある物質を焼却するものに限る。)	は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの	(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
	2 廃油の焼却炉	焼却能力が1時間当たり50キログラム以上200キログラム未満のもの	
	3 獣畜、魚介類、鳥類の臓器、羽毛、ふんの焼却炉	焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のもの	前項と同じ。ただし、焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものについては適用しない。
粉じん	1 セメントサイロ(袋詰め作業を行うものに限る。)	収容能力が500トン以上のもの	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 (1) 袋詰め作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 袋詰め作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 袋詰め作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	2 ばらセメント積込み施設	タンク車に積込むものであつて、密閉式のものを除く	構造又は設備が、次の各号の一に該当すること。 (1) 積込み作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内で行われていること。 (2) 積込み作業により発生する粉じんを除去するフード及び集じん機が設置されていること。 (3) 積込み作業を行う場所が、防じんカバーで覆われていること。

			(4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	3 製材所又はのこくず再利用製品製造施設に設置されるのこくず貯蔵施設	貯蔵容器の容量5立方メートル以上のもの又は堆積場の面積10平方メートル以上のもの	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によつて散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
	4 金属の表面処理の用に供するサンドブラスト	原動機を用いるもの	構造、設備又は作業の方法が、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
	5 吹付塗装作業場（現場作業を除く。）	原動機を用いるもの	(2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
汚水	1 自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上のもの	油水分離施設及び油類の流出防止施設を設置すること。
	2 畜舎 牛、馬又は豚を飼養し又は収容する施設をい、次の各号に掲げる施設を除く	牛、馬又は豚それぞれ1頭以上飼養し又は収容するもの	構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。 (1) 豚舎の床は不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (2) 内壁は、飼養し又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障を来さない構造を有すること。 (3) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高

<p>(1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条の規定により佐世保市長が指定した区域内にある畜舎</p> <p>(2) 家畜取引法（昭和31年法律第123号）に規定する家畜市場</p> <p>(3) 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる畜舎</p>		<p>さを有すること。</p> <p>(4) 床の周辺の地面で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は不浸透性材料で被覆され、それに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>(5) 豚舎には、洗浄用水を十分に供給できる給水設備が設けられていること。</p> <p>(6) きゅう肥堆積場所の床は不浸透性材料で作られ、これに屋根を設けること。</p> <p>(7) 汚物処理設備として汚物溜め及び汚水溜めを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には汚水溜めを有することを要しない。</p> <p>(8) 汚物溜め及び汚水溜めは不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(9) 畜舎及びきゅう肥堆積場から、汚水溜め、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>(10) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>(11) 汚水、汚物及びきゅう肥は農用地に施用するか又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する処分の基準に従って処分すること。</p>
<p>3 鶏舎 鶏（30日未満のひなを除く。）を飼養す</p>	<p>鶏の飼養数が100羽以上のもの</p>	<p>構造、設備及び作業の方法は次の各号によること。</p> <p>(1) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。</p> <p>(2) 床は清掃に支障を来さない材料で作られ、か</p>

	<p>る施設をいい、 次の各号に掲げ るものを除く</p> <p>(1) 化製場等 に関する法律 第9条の規定 により佐世保 市長が指定し た区域内にあ る鶏舎</p> <p>(2) 家畜共進 会、家畜博覧 会その他臨時 的に開催され る催物に設け られる鶏舎</p>		<p>つ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>(3) ふんを乾燥するときは、雨水のかからないよう にすること。</p> <p>(4) ふんは農地に施用するか又は廃棄物の処理及び 清掃に関する法律に規定する処分の基準に従って処 分すること。</p>																				
騒音	<p>1 金属又は石材 の表面処理に使 用する研磨機</p> <p>2 セメント製品 製造業の用に供す る成形機</p>	<p>屋内及び屋外の 作業場面積の合計 が200平方メート ル以上のもの</p> <p>動力を使用するも の</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1249 874 1641">時間の区分</td> <td data-bbox="874 1249 1034 1641">昼間（午前 8時から午 後8時ま で）</td> <td data-bbox="1034 1249 1193 1641">朝（午前6 時から午前 8時まで） 夕（午後8 時から午後 10時まで）</td> <td data-bbox="1193 1249 1353 1641">夜間（午後 10時から翌 日の午前6 時まで）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1641 874 1675">区域の区分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1675 874 1776">第1種区域</td> <td data-bbox="874 1675 1034 1776">50デシベル 以下</td> <td data-bbox="1034 1675 1193 1776">45デシベル 以下</td> <td data-bbox="1193 1675 1353 1776">40デシベル 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1776 874 1899">第2種区域</td> <td data-bbox="874 1776 1034 1899">60デシベル 以下</td> <td data-bbox="1034 1776 1193 1899">50デシベル 以下</td> <td data-bbox="1193 1776 1353 1899">45デシベル 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1899 874 2033">第3種区域</td> <td data-bbox="874 1899 1034 2033">65デシベル 以下</td> <td data-bbox="1034 1899 1193 2033">60デシベル 以下</td> <td data-bbox="1193 1899 1353 2033">50デシベル 以下</td> </tr> </table>	時間の区分	昼間（午前 8時から午 後8時ま で）	朝（午前6 時から午前 8時まで） 夕（午後8 時から午後 10時まで）	夜間（午後 10時から翌 日の午前6 時まで）	区域の区分				第1種区域	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下	第2種区域	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	第3種区域	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下
時間の区分	昼間（午前 8時から午 後8時ま で）	朝（午前6 時から午前 8時まで） 夕（午後8 時から午後 10時まで）	夜間（午後 10時から翌 日の午前6 時まで）																				
区域の区分																							
第1種区域	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下																				
第2種区域	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下																				
第3種区域	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下																				

			第4種区域	70デシベル 以下	65デシベル 以下	55デシベル 以下
--	--	--	-------	--------------	--------------	--------------

備考

- 1 騒音に係る指定施設に関する規制基準のうち、区域の区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、市長が定めた区域の区分のとおりとする。
- 2 騒音の測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）第1条第1項備考3及び4に定められた方法による。

様式第1から様式第9まで 略

佐世保市手数料条例(抜粋)

平成12年3月31日

佐世保市条例第7号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(徴収すべき事務及び金額)

第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

番号	手数料を徴収する事務	手数料の金額
33	浄化槽保守点検業登録申請に対する審査	1件について 32,500円
34	浄化槽清掃業許可申請に対する審査	1件について 13,700円
35	浄化槽清掃業許可証の再交付	1件について 2,300円
36	鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付(ただし、動物園(公園等において飼養し、一般の観覧に供するもの)、学校又は社会事業団体において教材又は補導の具とする目的で飼養するものその他市長が手数料を免除することを適当と認めたものに係る鳥獣飼養登録票の交付、更新又は再交付の場合を除く。)	1件につき 3,400円
36の2	汚染土壌処理業許可申請に対する審査	新規 1件について 240,000円
36の3	汚染土壌処理業更新許可申請に対する審査	1件について 224,000円
36の4	汚染土壌処理業変更許可申請に対する審査	1件について 222,000円
36の5	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請に対する審査	1件について 70,000円
36の6	汚染土壌処理業合併又は分割承認申請に対する審査	1件について 70,000円
36の7	汚染土壌処理業相続承認申請に対する審査	1件について 70,000円

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和 60 年 12 月 24 日

条 例 第 41 号

改正 平成 8 年 12 月 19 日条例第 33 号
平成 16 年 12 月 17 日条例第 66 号
平成 17 年 12 月 16 日条例第 89 号
平成 21 年 12 月 18 日条例第 62 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号
平成 24 年 6 月 27 日条例第 30 号
令和 2 年 3 月 19 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業 法第 2 条第 3 号に規定する作業を行う事業をいう。
- (3) 浄化槽保守点検業者 次条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (4) 浄化槽管理士 法第 2 条第 11 号に規定する浄化槽管理士をいう。
- (5) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

(登録)

第 3 条 市内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、3 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 4 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者の第 10 条第 4 項に規定する研修の受講状況

2 前項の申請書には、申請者が第 6 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法又はこの条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

(2) 第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から 2 年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者であつて法人であるものが第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前 30 日以内にその法人の役員であつた者でその処分のあつた日から 2 年を経過しないもの

(4) 第 13 条第 2 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者

(5) 佐世保市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号。次号において「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者

(6) 暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(7) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(8) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(9) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(10) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(11) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(12) 第 10 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第 7 条 浄化槽保守点検業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第 8 条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、その日(第 1 号の場合にあつては、その事実を知つた日)から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人を代表する役員

(登録の抹消)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- (1) 前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)
- (2) 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつた場合
- (3) 第 6 条第 1 項の規定により更新の登録の拒否をした場合
- (4) 第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消した場合

(営業所の設置等)

第 10 条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 前項の場合において浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士であるときは、その者が自ら主として業務に従事する営業所についてはその者がその営業所におかれる専任の浄化槽管理士とみなす。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 営業所に置かれる浄化槽管理士は、第 3 条第 1 項の登録の日(同条第 3 項の規定によりその更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日)の 3 年前の日以後に、浄化槽管理士免状を取得し、又は前項の研修のうち規則で定めるものを受講した者でなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 6 浄化槽保守点検業者は、第 1 項、第 4 項又は第 5 項の規定に抵触する営業所が生じたときは、2 週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を取らなければならない。

(業務の実施等)

第 11 条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを営業所に置かれる浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自らが行き、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つた場合において、当該浄化槽の清掃その他浄化槽の正常な機能を維持するための措置が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者(浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては、委託を受けている法第 2 条第 9 号の浄化槽清掃業者を含む。)に対し、保守点検票によりその旨を告知しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前項の告知をしたときは、市長に対し、その旨を通知しなければならない。

ただし、告知の内容が規則で定めるものについては、この限りではない。

- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

(業務記録の保存)

- 第 12 条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、登録の取消し等)

- 第 13 条 市長は、浄化槽の保守点検について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 不正の手段により第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
 - (2) 第 6 条第 1 項第 1 号、第 3 号、又は第 5 号から第 11 号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。
 - (3) 第 7 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第 10 条第 6 項の規定に違反して措置を取らなかつたとき。
 - (5) 第 11 条第 2 項の規定に違反して告知をしなかつたとき。
 - (6) 前項の指示に従わないとき。
- 3 市長は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

- 第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の主たる事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

- 第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
 - (2) 不正の手段により第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
 - (3) 第 13 条第 2 項の規定による命令に違反した者

- 第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 6 項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2) 第 11 条第 1 項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (3) 第 12 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

- (4) 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 14 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 17 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 15 条又は第 16 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(佐世保市手数料条例の一部改正)

2 佐世保市手数料条例(昭和 22 年告示第 123 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

3 佐世保市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 49 年条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(吉井町及び世知原町の編入に伴う経過措置)

4 吉井町及び世知原町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和 60 年長崎県条例第 34 号。以下「長崎県条例」という。)の規定により編入前の吉井町又は世知原町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 編入日前に吉井町又は世知原町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

(宇久町及び小佐々町の編入に伴う経過措置)

6 宇久町及び小佐々町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県条例の規定により編入前の宇久町又は小佐々町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 編入日前に宇久町又は小佐々町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

(江迎町及び鹿町町の編入に伴う経過措置)

8 江迎町及び鹿町町の編入の日(次項において「編入日」という。)前に長崎県条例の規定により編入前の江迎町又は鹿町町の区域を営業区域とする者に対してなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 編入日前に江迎町又は鹿町町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、長崎県条例の例による。

附 則(平成 8 年 12 月 19 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 17 日条例第 66 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日条例第 89 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 18 日条例第 62 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 27 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(次項において「新条例」という。)第 4 条第 2 項及び第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以降になされた登録の申請について適用し、同日前になされた登録の申請については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 13 条第 2 項の規定は、この条例の施行の際現に改正前の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録を受けている者についても、適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 10 条第 4 項の規定(研修の受講に関する部分に限る。)は、令和 5 年 4 月 1 日以後に登録(その更新を含む。)を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和61年3月22日規則第6号

改正 平成14年3月28日規則第24号
平成24年6月27日規則第36号
平成24年7月20日規則第53号
令和2年3月19日規則第10号
令和3年4月28日規則第42号
令和4年3月3日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第4条第1項の規定により提出する申請書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の規則で定める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）が条例第6条第1項第1号から第11号までに該当しない者であることを誓約する書面（様式第2号）
- (2) 申請者が個人であるときは住民票の抄本、法人であるときは登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書
- (3) 営業所の平面図及び営業所附近の見取図
- (4) 申請者が現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている場合には、その旨を明らかにする書面
- (5) 営業所に置かれる浄化槽管理士に係る住民票の抄本、交付を受けた浄化槽管理士免状の写し及び第7条に規定する研修を受講したことを証明する書類（以下この号において「研修受講証明書」という。）。ただし、条例第3条第1項の登録の日又は同条第3項の更新の登録の日の3年前の日より後に浄化槽管理士免状の交付を受けている場合は、研修受講証明書を要しないものとする。
- (6) 条例第10条第5項に規定する器具の明細書（様式第3号）
- (7) 申請者以外の者が、その営業所の浄化槽管理士であるときは、雇用契約書の写し又は浄化槽

管理士に対する使用関係を証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(提出すべき書類の部数)

第3条 条例及びこの規則により市長に提出する書類は、1部とする。

(登録簿)

第4条 条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿は、様式第4号によるものとする。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は浄化槽保守点検業登録事項変更届出書(様式第5号)

によるものとする。この場合において、当該変更に係る第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書(様式第6号)によるものとする。

(研修)

第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する研修のうち、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第57条第1項に規定する指定検査機関のいずれかが実施するものとする。

(営業所ごとに備えるべき器具)

第8条 条例第10条第5項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) スクリーンかすかき落とし用具
- (2) 汚泥かき落とし用具
- (3) スカム破碎用具
- (4) スカム厚測定用具
- (5) 汚泥厚測定用具
- (6) 自吸式ポンプ
- (7) テスター
- (8) 水温計
- (9) 透視度計
- (10) 水素イオン濃度指数測定器具

- (11) 溶存酸素測定器具
- (12) 亜硝酸性窒素測定器具
- (13) 塩素イオン濃度指数測定器具
- (14) 残留塩素測定器具
- (15) 汚泥沈澱率測定器具

(告知)

第9条 条例第11条第2項の規定による告知は、保守点検票（様式第7号）により行わなければならない。

2 条例第11条第3項の規則で定めるものは、当該浄化槽の清掃とする。

(業務記録の保存)

第10条 条例第12条の規定による帳簿は、保守点検を行つた浄化槽ごとに記載するものとし、その記載の日の属する事業年度の終了後3年間保存しなければならない。

2 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽設置場所
- (3) 処理能力及び処理方式
- (4) 保守点検を行つた年月日及びその内容

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(佐世保市事務処理規程の一部改正)

2 佐世保市事務処理規程（昭和58年規則第31号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成14年3月28日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月20日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 2 条第 2 項第 5 号の規定（研修を受講したことを証明する書類に関する部分に限る。）は、令和 5 年 4 月 1 日以後に登録（その更新を含む。）を受ける浄化槽保守点検業者について適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 28 日規則第 42 号）

この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定による申請書その他の様式は、この規則の施行の日以後に行われる申請その他の行為について適用し、同日前までに行われる申請その他の行為については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、改正前の佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 から様式第 7 まで 略

改正 平成14年3月28日規則第24号
平成24年3月28日規則第8号
平成29年7月19日規則第42号
令和4年3月3日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、浄化槽の清掃を業とする者の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法の例による。

(浄化槽清掃業許可申請書)

第3条 法第35条第3項に規定する申請書は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

(許可)

第4条 法第35条第1項に規定する許可の有効期間は、2年とする。

2 市長は、法第35条の規定により浄化槽清掃業を許可したときは、浄化槽清掃業許可証（様式第2号）（以下「許可証」という。）を交付する。

(許可申請手数料)

第5条 浄化槽清掃業許可申請者又は許可を受けた者で紛失、き損等により、許可証の再交付を受けようとする者は、佐世保市手数料条例（昭和22年告示第123号）に定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(変更の届出)

第6条 法第37条の規定により変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第7条 法第38条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第4号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第8条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに許可証再交付申請書（様式第5号）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返還)

第9条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返還しなければならない。

- (1) 新たに許可証の交付を受けた場合
- (2) 法第41条第2項の規定により許可を取り消された場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日規則第24号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月19日規則第42号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行う浄化槽清掃業の許可から適用し、同日前に行った浄化槽清掃業の許可については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月3日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の規定による申請書その他の様式は、この規則の施行の日以後に行われる申請その他の行為について適用し、同日前までに行われる申請その他の行為については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の佐世保市浄化槽清掃業の許可に関する事務取扱規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）から様式第5号（第8条関係）まで 略

佐世保市浄化槽取扱要領

第1 趣旨

この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）および建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定による浄化槽の設置及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置場所等

設置場所は、次によること。

(1)下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。

(2)設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。

(3)保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の用途に供する部分には、設置してはならない。

イ 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ2m以上）を確保し、出入口は保守点検及び清掃のため容易に人が出入りできる構造とすること。

ロ スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。

ハ 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。

(4)浄化槽は、同一敷地、同一建築物につき1基とする。ただし、これによることが著しく困難であるときはこの限りではない。

(5)通常の使用状態と異なる学校、別荘、季節旅館等においては、それぞれの施設に対応できる状態を設置すること。

第3 人員算定

浄化槽を設置する場合、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により処理人槽の算定をすること。

ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他資料から明らかに実情に添わないと考えられる場合は、事前協議によりこの算定人員を増減することができる。

なお、一戸建て住宅に関してのただし書きの取扱いについては「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」に従うこと。

第4 放流先

放流先は、次によること。

(1)原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。

(2)下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を得ること。

(3)環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。

(4)放流水の地下浸透方式は、原則として認めないものとする。ただし、都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できる。

第5 設置手続

1 設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に次に掲げる関係書類を添付して市長に3部提出するものとする。ただし、型式認定を受けていない浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を都市整備部建築指導課に4部提出するものとする。

(1)浄化槽構造図（型式認定を受けた浄化槽にあつては型式認定シート）

(2)浄化槽処理対象人員算定表

(3)建物の周辺図及び配置図（浄化槽位置記載）、建築物各階平面図（面積用途明示）

(4)給排水管図

(5)設計計算書

(6)型式認定を受けた浄化槽以外にあつては処理行程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及び、シーケンス図を含む。）

(7)分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であつて、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類

(8)誓約書（様式第2号）

(9)情報の取扱いに関する同意書（様式第3号）

(10)建築基準法第68条の10、第68条の26の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要（処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等）

(11)その他市長が特に行政上必要と認めて要求する書類

2 届出書の審査及び受理書の交付

(1)前項の届出書の提出があつた場合、市長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

(2)市長は、提出された浄化槽関係書類1部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

(3)市長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするとき、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(4)市長は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第5号）により、行うものとする。

(5)市長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、すみやかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。

3 確認申請等

(1)建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項

の通知（以下、「確認申請等」という。）を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に3部提出するものとする。

なお、浄化槽設置届出書に添付する書類については第5の1の規定を準用する。

(2)建築主事又は指定確認検査機関は、提出された浄化槽関係書類1部を速やかに市長へ送付するものとする。

(3)市長は、必要があると認めるときは前号の書類の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

第6 浄化槽工事の検査及び完了届

1 工事の完了届

設置者は、当該浄化槽工事が完了したときは、工事完了届（様式第7号）を第5の1の手続きに係るものにあつては市長に、建築確認申請に係るものにあつては建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 工事の検査

市長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うこととし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。

設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を市長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

第7 浄化槽の使用開始の報告

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、浄化槽法第10条の2第1項の規定により30日以内に浄化槽使用開始報告書（様式第8号）を市長に1部提出しなければならない。

第8 浄化槽技術管理者等の変更の報告等

1 浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽管理者は、浄化槽技術管理者に変更があつたときは、浄化槽法第10条の2第2項の規定により30日以内に浄化槽技術管理者変更報告書（様式第9号）を市長に1部提出しなければならない。

2 浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽管理者に変更があつたときは、浄化槽法第10条の2第3項の規定により30日以内に浄化槽管理者変更報告書（様式第10号）を市長に1部提出しなければならない。

3 浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止する場合は、浄化槽法第11条の2第1項の規定により浄化槽使用休止届出（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号（以下「環境省令様式第1号」という。））を市長に1部提出しなければならない。また、使用を再開した場合は、浄化槽法第11条の2第2項の規定により30日以内に、浄化槽使用再開届出（環境省令様式第1号の2）を市長に1部提出しなければならない。

なお、休止期間中の浄化槽においては、保守点検、清掃及び法定検査の義務を免除するが、

当該浄化槽を原因とする生活環境保全上の支障が発生した場合はこの限りではない。

4 浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、浄化槽法第11条の3の規定により30日以内に浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第1号の3）を市長に1部提出しなければならない。

第9 その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第8の1及び2、3、4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、すみやかに変更又は取り下げの届出書を市長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。

変更事項	処理区分	提出書類	提出部数
イ、浄化槽管理者の氏名 又は名称及び住所並び に法人にあつては、代 表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号)	1部
ロ、放流先、放流経路 又は放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)放流経路を朱書きした見取 図その他必要な書類	1部
ハ、既設浄化槽が老朽 化し、新しいものと取 りかえる場合	廃止届 新規設置届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号の3) 設置手続の項参照	1部 3部
ニ、既設浄化槽の一部を 改造する場合(処理能 力の10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)新、旧構造図(改造部分を 明らかにする構造図)その他必要 な書類	1部
ホ、浄化槽の設置届を提 出し受理書を受領後工 事着工前に規模構造等 の変更を生じたとき	取り下げ届 新規設置届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号) 設置手続の項参照	2部 3部
ヘ、受理書受領後、設置 計画を中止し、設置し ない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号)	2部
ト、建築物の延面積、用 途、処理対象人員、日 平均汚水量等が変り既 設の浄化槽で処理でき る場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第 11号)建物の平面図、人員算定 表その他必要な書類(合併の場 合設計計算書等)	1部

チ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、一日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号の3)	1部
	新規設置届	設置手続の項参照	3部

(注) 確認申請等の場合は、建築基準法による手続きを行うこと。

第10 浄化槽の保守点検及び清掃の記録

浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録表(様式第13号)により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録表(様式第14号)によるものとし、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこの記録表を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。

ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によって行う場合はこの限りでない。

第11 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

- 1 市長は浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第15号)により行うものとする。
- 2 市長は浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書(様式第16号)又は浄化槽使用停止命令書(様式第17号)により行うものとする。
- 3 市長は浄化槽法第7条の2第2項又は第12条の2第2項の規定により設置時等又は定期的水質検査について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第18号)により行うものとする。
- 4 市長は浄化槽法第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定により設置時等又は定期的水質検査について改善措置を命ずるときは措置命令書(様式第19号)により行うものとする。

第12 検査依頼書の取扱い及び情報提供について

1 検査依頼書の取扱い

設置者は浄化槽設置届出書を提出する際は、検査依頼書(様式第20号)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に1部提出するものとする。市長は提出された検査依頼書を、指定検査機関(一財)長崎県浄化槽協会(以下「協会」という。)に送付するものとする。

(1)建物の周辺図及び配置図(浄化槽位置記載)、建築物各階平面図(面積用途明示)、給排水管図

(2)浄化槽処理人員算定表

2 協会への情報提供

浄化槽の適正な維持管理等及び浄化槽法の浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査が適正に実施されることを目的として、協会に浄化槽設置届出書をはじめとする当該浄化槽の各種届出書及び報告書に記載の情報を提供する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

(目的及び設置)

第1条 東部クリーンセンターのごみ焼却熱を有効利用して、市民の健康維持及び増進並びに市民相互のふれあいの場を提供するため、東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保(以下「施設」という。)を設置する。

(位置)

第2条 施設の位置は、次のとおりとする。

佐世保市大塔町 1036 番地 1

(附帯施設)

第3条 施設に次の附帯施設を設置する。

- (1) 温水プール
- (2) トレーニングルーム
- (3) 浴場
- (4) その他施設の設置目的を達成するために必要な附帯施設

(利用時間)

第4条 施設の利用時間は、午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、第 11 条の規定により市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館する日)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、施設を休館することができる。

- (1) 東部クリーンセンターの定期点検等により施設の運営上支障があるとき。
- (2) その他市長が開館を困難と判断したとき。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 感染症の疾患を有する者であるとき。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が同条第 2 項の各号の一に該当することが明らかになったとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天変地異その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号又は第6号に該当する場合は、この限りでない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は利用に係る施設を転貸してはならない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による原状の回復のために要した費用は、利用者の負担とする。ただし、第7条第1項第5号又は第6号の規定に該当することを理由として、同項の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止させられたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 施設、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理についての事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が別に定める書類

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、前条の書類を審査し、施設の目的を最も効果的に達成することができると認めたる者を候補者として選定する。

2 市長は、候補者として選定した者が、指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者の中から再度候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条に規定する利用の許可、第7条に規定する利用の制限、第9条に規定する原状回復の命令その他利用許可に関連する業務
- (2) 第19条に規定する利用料金の徴収、第21条に規定する利用料金の減免、第22条に規定する利用料金の還付その他利用料金の徴収に関連する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持及び修繕に関連する業務
- (4) 施設の安全対策に関連する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第16条 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

第 17 条 市長は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第 18 条 指定管理者は、施設において事故等が発生した場合には、直ちに市長に報告しなければならない。

(利用料金の納入)

第 19 条 利用者は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税を含む。)は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、回数券を発行することができる。

4 指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の収入)

第 20 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 21 条 指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の還付)

第 22 条 既納の利用料金は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、全額又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰すことのできない理由により利用不能となったとき。

(2) 第 3 条に掲げる施設の一部に相当程度の不具合があったとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(指定管理者の行為)

第 23 条 指定管理者は、施設設置の目的及び事業の趣旨に沿う範囲で、建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為を行うことができる。

2 指定管理者は、前項の行為に必要な場合、市長の許可を受けて、施設に特別な設備を設置することができる。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 指定管理者は、施設を管理するにあたって知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。ただし、第 12 条から第 14 条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 18 日条例第 62 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 7 月 6 日条例第 33 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 3 日条例第 78 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の際現に改正前の別表の規定により既に納付されている利用料金については、なお従前の例による。

別表（第 19 条関係）

1 施設利用料

区分		基本料金		超過料金	
温水プール・ トレーニング ルーム・浴場 共通	中学生(中等教育 学校の前期課程 及び義務教育学 校の後期課程の 在學生を含む。 以下同じ。)以上 の者	1 人 1 回 5 時間 まで	660 円	超過時間 1 時間までごと に	110 円
	4 歳以上中学生 未満の者	1 人 1 回 5 時間 まで	330 円	超過時間 1 時間までごと に	60 円

2 施設貸切料

区分	貸切料金	
多目的風呂	1 室 1 時間につき	1,050 円
娯楽室(小)	1 室 1 時間につき	520 円
娯楽室(大)	1 室 2 時間につき	3,140 円

備考

- (1) 1 回とは、入場から退場までをいう。
- (2) トレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限る。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐世保市東部クリーンセンター余熱利用施設エコスパ佐世保設置条例(平成 16 年条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により多目的風呂又は娛樂室(以下「多目的風呂等」という。)を貸切で利用しようとする者は、利用日の属する月の前月の初日から利用日まで、あらかじめ指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、前条の申請書を受領し、多目的風呂等の利用を許可するときは、利用許可証を交付しなければならない。

2 前条の規定による利用は、指定管理者が定める人数の範囲以内の利用を許可する。

3 温水プール、トレーニングルーム、浴場(以下「温水プール等」という。)の利用許可は、利用券の交付をもつて行うものとする。

4 指定管理者は、温水プール等を貸し切って利用することを許可しない。ただし、市長の承認を得たときは、管理運営上必要な条件を付して許可することができる。

(利用時間の延長等)

第 4 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の利用時間は、入室から退室までの時間とする。

2 多目的風呂等の利用者は、許可なく利用時間を延長することができない。

3 利用者は、利用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の利用料金を指定管理者の指示により納付しなければならない。

(利用料金の減免及びその手続)

第 5 条 条例第 21 条の規定による利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳提示者の介護者が利用する場合 提示者 1 名につき介護者 1 名を免除

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が定める割合を減額又は免除

2 前項の規定により利用料金の減免又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付及びその手続)

第 6 条 条例第 22 条の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰すことのできない理由により利用不能となったとき。指定管理者が定める額

(2) 施設の一部に相当程度の不具合があつたとき。全額

(3) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき。全額

(4) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。市長が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可のない附帯施設を利用しないこと。

- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用しないこと。
- (3) 施設内を不潔にしないこと。
- (4) 騒音、放歌、暴力等他人に危害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 他の利用者の迷惑となる物品、危険物、動物(盲導犬など介護に必要な場合を除く。)を持ち込まないこと。
- (6) 市長の承認を受けることなく、物品その他を販売し、又は金品の寄付募金等を行わないこと。
- (7) 許可なく施設内にはり紙、看板立て、釘打ちなどをしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から市長及び指定管理者が行う指示又は指導に従うこと。

(特別設備の許可)

第8条 利用者が、施設の利用に当たって特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(協定の締結)

第9条 条例第16条第2項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 管理費用に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 施設・備え付けの物品の取扱い事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(業務報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、4月1日から翌年3月31日(以下「事業年度」という。)までの年間業務報告書を作成し、翌年4月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の年間業務報告書とその取り消された日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要なもの(業務報告の聴取等)

第11条 市長は施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

佐世保市資源集団回収助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源回収業組合（以下「組合」という。）に対し、助成金を交付することにより資源集団回収運動を促進し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用を図ることを目的とする。

(組合の要件)

第2条 資源集団回収実施団体（以下「実施団体」という。）が集めた資源物を回収する業者の組合として登録できるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 4者以上の回収業者で構成され、法人登記されていること。また、三役などの上部役員に佐世保市の市税等の滞納がないこと。
- (2) 佐世保市内に事務所などの拠点があること。
- (3) 組合を構成する各組合員は、資源物を回収することを生業とし、その回収業務に1年以上従事していること。
- (4) 市が実施する資源集団回収システムに加入できること。
- (5) 回収した資源物を保管できる場所として、1組合員（回収業者）あたり200㎡以上のストックヤードを確保していること。
- (6) 組合役員又は組合員の中に暴力団員（佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその関係者が含まれないこと。

(組合の登録等)

第3条 助成金の交付を受けようとするものは、組合として市に登録しなければならない。

2 前項の規定により、組合として市に登録しようとするものは、次の各号に掲げる書類を提出して申請しなければならない。

- (1) 佐世保市資源集団回収組合登録申請書（様式第1号）
- (2) 組合規約
- (3) 組合員名簿
- (4) 組合の法人登記事項証明書
- (5) 組合員の運搬車両の車検証、自賠責保険証明書及び任意保険証券の写し
- (6) 組合の「滞納のない証明書」

3 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の決定を行う。

4 市長は、前項の規定により登録又は登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、佐世保市資源集団回収組合登録決定通知書（様式第2号）又は佐世保市資源集団回収組合登録不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 5 登録した組合は、登録事項に変更があるとき又は資源集団回収を実施しないこととなったときは、佐世保市資源集団回収組合登録事項変更申請書（様式第4号）又は佐世保市資源集団回収組合登録廃止申請書（様式第5号）により、直ちに市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定により申請があったときは、登録事項の変更又は登録廃止を行い、当該組合に対し、佐世保市資源集団回収組合登録事項変更決定通知書（様式第6号）又は佐世保市資源集団回収組合登録廃止決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 7 登録された組合は、各事業年度終了の翌日から3ヶ月以内に「滞納のない証明書」を提出しなければならない。

（組合の役割）

第4条 組合は、市と各組合員との連絡調整を行うものとする。

- 2 組合は、各組合員が、その業務又は助成金の交付手続きに関し、不正又は不適切な行為を行ったことを知ったときは、除名その他適切な指導を行うとともに、市長にその旨を報告するものとする。

（助成金の交付）

第5条 市長は、第3条によって登録を受けた組合に対し、助成金を交付することができる。

（回収品目）

第6条 助成金の交付対象となる資源は、古紙類（新聞、雑誌、段ボール等）に限ることとし、回収業者が実施団体から買い上げ又は引取りを行ったものとする。ただし、佐世保市外で回収されたもの、汚れたもの及び商店、会社等の事業所から出されたものは、交付対象から除くものとする。

（助成金の額）

第7条 組合に対する助成金の額は、組合員が実施団体から買い上げ又は引取りを行った古紙類の重量により、1キログラム当たりの単価に基づき算出する。なお、助成金の額は、1キログラムにつき2円として算出する。

- 2 助成金の額は、最長で原則3年ごとに見直すものとする。

（交付申請及び交付請求）

第8条 助成金の交付を受けようとする組合は、前期分（4月1日から9月30日まで）を10月10日までに、後期分（10月1日から翌年3月31日まで）を3月31日ま

で、佐世保市資源集団回収助成金交付申請書兼請求書（様式第8号）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容審査のうえ、助成金の額を決定し、佐世保市資源集団回収助成金交付決定通知書（様式第9号）により申請したものに通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた組合が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、組合の登録を廃止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録をうけたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の申請を行い、交付決定をうけたとき。
- (3) 資源集団回収の実施において、不正な行為があったとき。
- (4) 組合役員又は組合員が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 組合役員又は組合員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 組合役員又は組合員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 組合役員又は組合員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 本要綱の規定に反したとき。
- (10) 前号に定めるもののほか、市長が助成金の目的を達成することができないと認めたとき。

（助成金の返還）

第11条 市長は、第2条に規定する登録要件を満たさなくなったにもかかわらず、又は、偽りその他不正行為により助成金を受けた組合があるときは、登録を廃止するとともに当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市資源集団回収報奨金等交付要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。
ただし、令和4年3月31日以前に回収した資源集団回収助成金の取り扱いについては、
なお従前の例による。

佐世保市資源集団回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源集団回収実施団体（以下「実施団体」という。）に対し、報奨金を交付することにより資源集団回収活動を促進し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用を図ることを目的とする。

(資源集団回収を実施する団体の要件)

第2条 実施団体として登録できる団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 佐世保市内の町内会・婦人会・老人会・子供会・PTAなど、市内の各地域の住人で構成される団体であること。
- (2) 資源集団回収を、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用・有効活用のために実施していること。
- (3) 資源物の回収を自ら実施していること。
- (4) 営利目的ではないこと。
- (5) 継続して資源集団回収を行なうこと。
- (6) 団体代表者又は会計等の役員（以下「団体役員」という。）の中に暴力団員（佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその関係者が含まれないこと。

(実施団体の登録等)

第3条 実施団体として登録し、報奨金の交付を受けようとする団体は、市長に申請し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、実施団体として市に登録しようとする団体は、佐世保市資源集団回収実施団体登録申請書兼誓約書（様式第1号）を提出して申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録の決定を行う。
- 4 市長は、前項の規定により登録又は登録しないことを決定したときは、当該申請者に対し、佐世保市資源集団回収実施団体登録決定通知書（様式第2号）又は佐世保市資源集団回収実施団体登録不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 5 登録した実施団体は、登録事項に変更があるとき又は資源集団回収を実施しないこととなったときは、佐世保市資源集団回収実施団体登録事項変更申請書（様式第4号）又は佐世保市資源集団回収実施団体登録削除申請書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定により申請があったときは、登録事項の変更又は登録削除を行い、当該実施団体に対し、佐世保市資源集団回収実施団体登録事項変更決定通知書（様式第6号）又は佐世保市資源集団回収実施団体登録削除決定通知書（様式第7号）

により通知するものとする。

7 市は、2年度に渡り、資源集団回収報奨金の申請がなく、回収の実績が把握できない団体は登録を削除することができる。

8 前項の規定により登録を削除したときは、佐世保市資源集団回収実施団体登録削除決定通知書（様式第7号）により通知する。

（実施団体の役割）

第4条 実施団体は、この要綱を遵守し、廃棄物の排出抑制及びごみの減量化並びに資源の再利用や有効活用に努めるものとする。

2 実施団体は、各町内の設備及び備品等を使用する場合は、これらを丁寧に扱い、汚損又は損傷しないよう努めるものとする。

（報奨金の交付）

第5条 市長は、第3条によって登録を受けた実施団体に対し、報奨金を交付することができる。

（回収品目）

第6条 報奨金の交付対象となる資源は、次の各号に掲げるもののうち、回収業者が実施団体から買い上げ又は引取りを行ったものとする。ただし、佐世保市外で回収されたもの、汚れたもの及びそのまま再利用できない雑びん並びに商店、会社等の事業所から出されたものは、交付対象から除くものとする。

- (1) 古紙類（新聞、雑誌、段ボール等）
- (2) 空缶類（アルミ缶、スチール缶）
- (3) 空びん類（酒びん、ビールびん、一升びん）

（報奨金の額）

第7条 実施団体に交付する報奨金の額は、回収業者が買い上げ又は引取りを行った資源物1キログラムにつき5円として算出する。ただし、空びん類（そのまま再利用できない雑びんを除く。）については、1本につき5円として算出するものとする。

（交付申請及び交付請求）

第8条 報奨金の交付を受けようとする実施団体は、前期分（4月1日から9月30日まで）を10月10日までに、後期分（10月1日から翌年3月31日まで）を3月31日までに、佐世保市資源集団回収報奨金交付申請書兼請求書（様式第8号）に、当該期間中の資源集団回収報奨金実施内訳書（様式第9号）、資源集団回収引取り証明書（様式第10号）及び市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。た

だし、回収した資源物が少量である場合などにおいて、前期分を後期分と併せて申請することを妨げない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容審査のうえ、報奨金の額を決定し、佐世保市資源集団回収報奨金交付決定通知書（様式第11号）により申請したものに通知するものとする。

(報奨金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、報奨金の交付決定を受けた実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、実施団体の登録を削除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録をうけたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により報奨金の申請を行い、交付決定をうけたとき。
- (3) 資源集団回収の実施において、不正な行為があったとき。
- (4) 団体役員が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 団体役員が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (7) 団体役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 団体役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 本要綱の規定に反したとき。
- (10) 前号に定めるもののほか、市長が報奨金の目的を達成することができないと認めたとき。

(報奨金の返還)

第11条 市長は、第2条に規定する登録要件を満たさなくなったにもかかわらず、又は、偽りその他不正行為により報奨金を受けた実施団体があるときは、登録を削除するとともに当該報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市資源集団回収報奨金等交付要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。
ただし、令和4年3月31日以前に回収した資源集団回収報奨金の取り扱いについては、
なお従前の例による。

佐世保市クリーン推進委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年12月22日条例第46号）第4条の規定に基づき、佐世保市クリーン推進委員（以下「推進委員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進委員は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量及びリサイクルに対する啓発指導
- (2) 廃棄物の正しい出し方の啓発指導
- (3) 不法投棄防止の指導
- (4) ごみの自家処理の指導
- (5) その他必要な業務

2 推進委員は、業務に従事するときは腕章を着用し、推進委員証を携帯しなければならない。

(推進委員数)

第3条 推進委員は、各町内の世帯数等に応じて必要とする員数を置くものとする。

(任期)

第4条 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第5条 推進委員は、町内代表者の推薦を得て、市長が委嘱する。

(会議)

第6条 市長は、必要により推進委員会を開催することができる。

(報酬)

第7条 推進委員への報酬等は、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(推進委員証の交付)

第8条 推進委員には、推進委員の身分を証する推進委員証を交付し、腕章を貸与する。

2 推進委員を辞したときは、腕章を返還しなければならない。

(活動報告)

第9条 市長は、必要により活動状況の報告を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 推進委員（推進委員であった者を含む。）は、その業務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。

(事務局)

第11条 推進委員に関する事務局は、環境部に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

2 委員の任期については、平成2年度に限り第4条に規定する任期を、平成2年7月1日から平成3年3月31日までの期間とする。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

佐世保市ごみ減量アドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び資源化（以下「ごみの減量化等」という。）を目的として、市民の自主的なごみの減量化等を支援するため、学校、住民団体等が主催する講習会等に、ごみ減量アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「講習会等」とは、市民又は事業者により組織された団体が、ごみの減量化等を目的として主催する講習会、講演会及び研修会をいう。

(アドバイザーの職務)

第3条 アドバイザーの職務は、講習会等において、ごみの減量化等に関する指導及び情報の提供等を行なうこととする。

(アドバイザーの任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(アドバイザーの登録)

第5条 市長は、ごみの減量化等に関する有識者又はごみのリサイクル活動を実践している者のうちから適当と認められる者をアドバイザーとして、登録するものとする。

(アドバイザーの派遣対象)

第6条 アドバイザーの派遣対象となる講習会等は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、同一団体の講習会等は、年間2回までとする。

- (1) 市内において開催されるもので、市民を対象に開催されるものであること。
- (2) 参加者が、概ね10名以上のものであること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とするものでないこと。

(アドバイザーの派遣要請等)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとするときは、原則として開催日の1ヶ月前までに、ごみ減量アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請をするものとする。

(アドバイザーの派遣)

第8条 市長は、前条の申請がなされたときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内でアドバイザーとして登録された者の中から参加者が30名未満の講習会及び30名以上で実技を伴わない講習会には申請内容に適した者1名、30名以上の実技を伴う講習会には申請内容に適した者2名以内を選任し、ごみ減量アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、派遣するものとする。

(アドバイザー派遣の実績報告)

第9条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から10日以内にごみ減量アドバイザー派遣実績報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(アドバイザーへの謝礼等)

第10条 市長は、第8条の規定に基づき派遣したアドバイザーに対して謝礼として1回につき5,000円を支払い、高島町、黒島町又は宇久地区で開催される講習会等については、交通費及び宿泊費相当額(宿泊した場合に限る。)を併せて支払うものとする。

2 前項の規定により謝礼等の支払を受けたアドバイザーは、本市以外のものから謝礼等を受けてはならない。

3 市は、アドバイザーが講習会等で使用する生ごみの堆肥化を行うために必要な別表1に定める支給対象物資を、その内容を審査のうえ、別表2に定める額を限度として、予算の範囲内で支給する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

別表1(第10条関係)

支給対象物資	ぼかし(ぼかしを作成するためのEM菌、粃殻、米ぬか及び油かすを含む。)竹パウダー、牡蠣殻石灰等
--------	---

別表2(第10条関係)

講習会等の参加者数	支出限度額
20人以下	2,000円
21人以上40人以下	3,000円
41人以上60人以下	4,000円
61人以上	5,000円

佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市廃棄物の減量および適正処理等に関する条例（平成6年12月22日条例第46号）に基づき、ごみステーションに集積施設を設置又は改修（以下「整備」という。）することにより、生活環境の清潔の保持を確保すると共に、住民の経費負担を軽減しごみステーションの整備促進を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 集積施設を設置する場合のごみステーション整備補助金（以下「補助金」という。）は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

- (1) 収集車の運行及びごみ積載作業が容易に出来る場所であること。
 - (2) 整備を行おうとする地域の代表者（町内会長、公民館長及び自治会長以下「補助金交付申請者」という。）が土地の所有者（官公庁が所有する土地の場合、その土地の管理者を含む。）及び隣接住民の承諾、又は了解を得ていること。
 - (3) 施設その他の方法で十分管理ができるものであること。
- 2 集積施設を改修する場合の補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

- (1) 資源物を雨水等から守るために屋根等を設置する場合
 - (2) 風水害等の自然災害の影響により支障が生じた場合
 - (3) 安全性に問題が生じた場合
- 第2条の2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては補助金の交付対象としない。
- (1) 住宅団地等開発行為に当たって地方公共団体等と事前に協議し、開発者において整備をすることとされているもの
 - (2) 専ら国、地方公共団体、公社、公団又は各種事業所の職員の住居に当てるため設けられた住宅団地にかかるもの
 - (3) 歩行者の通行及び車両の交通に支障があると判断するところに整備するもの
 - (4) 設置場所が道路（側溝を含む。）及び河川上に整備するもの。ただし、前条第1項第2号に該当する場合はこの限りでない。
 - (5) 交付申請以前に整備したもの。ただし、危険防止等緊急を要したため、市長が止むを得ないと認めた改修についてはこの限りではない。

(補助金の算定)

第3条 補助金の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金は、1か所にかかる整備の総経費（用地購入費を除く。）を基礎として計算を行い補助率、限度額、端数処理については下表のとおりとする。

区 分	補 助 率	限 度 円	端 数 処 理
不燃ごみ・資源物ステーション	総経費の3分の2	40万円	千円未満切り捨て
可燃ごみステーション	総経費の3分の2	5万円	千円未満切り捨て

- (2) 前号の規定により算出した額が、1万円未満のときは交付しない。
- (3) 1つの集積施設の中に不燃ごみ・資源物の集積所及び可燃ごみの集積所の両方を整備する場合の計算は、各々の単独整備とみなし、その床面積で按分するものとする。
- (4) 1つの集積施設を不燃ごみ・資源物の集積所及び可燃ごみの集積所として併用する場合の計算は、不燃ごみ・資源物ステーションの区分として算定するものとする。

(交付申請)

第4条 補助金交付申請者は、「佐世保市ごみステーション整備補助金交付申請書」（様式第1号）により市長に交付申請を行うものとする。この場合において、申請者には次の関係書類を添付するものとする。

- (1) 設計図 (2) 整備見積書 (3) 位置案内図 (4) 土地所有者の承諾書（様式第1号所定欄）
- (5) 隣接住民の了解を得た旨の補助金交付申請者の申し立て書

(交付の決定)

第5条 市長は前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し適当と認めるときは、「佐世保市ごみステーション整備補助金交付決定通知書」(様式第2号)により、その旨補助金交付申請者に通知する。

(事業完了の報告)

第6条 補助金交付申請者は、補助金交付申請書及び市長の指示するところにより整備するものとし、整備が完了した場合はその旨市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、「佐世保市ごみステーション整備完了届」(様式第3号)によるものとし、併せて次の関係書類を提出するものとする。

(1) 完成写真 (2) 領収書の写し

(完成の確認)

第7条 前条第2項の規定により完了届けを受理したときは、市長は現地確認等を行い適当と認めるときは補助金交付申請者にその旨通知する。

(交付請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた補助金交付申請者は、市の指定する請求書により補助金の請求を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたものがあるときは、市長は補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

2 改正後の佐世保市不燃・大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付に係る補助金について適用し、同日前までの交付に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の交付に係る補助金について適用し、施行日前までの交付に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の佐世保市不燃・大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市不燃・大型資源ごみ集積所整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものについては、改正後の佐世保市ごみステーション整備補助金交付要綱の規定に基づき、申請又は決定があったものとみなす。

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び市民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物（法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (5) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (6) 処理業者 法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の収集若しくは運搬を業として行っている者又は行おうとする者及び処分業者をいう。
- (7) 処分業者 法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定により市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者をいう。
- (8) 処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他処分業者がその業を行うために設置する施設をいう。
- (9) 処理施設の設置等 処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更（省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。）をいう。
- (10) 県外産業廃棄物 長崎県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (11) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (12) 県外排出事業者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を市内で自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者
 - イ 排出する県外産業廃棄物が第20条第1項第2号から第5号に掲げるもの全てについて同一であるアに掲げる排出事業者が二者以上存在する場合であって、第17条で定める事前協議を一括して行うことが適当と認められる当該排出事業者の代表者
 - ウ 県外に処分場を有する法第12条第5項に規定する中間処理業者であって、当該処分場から生ずる産業廃棄物を市内において自ら又は処理業者に委託して処分又は保管する者
 - エ アからウまでに掲げる者のいずれかから、当該産業廃棄物の処理を受託した処理業者
- (13) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (14) 排出事業場 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する工場、施設及び工事現場（中間処理業者が自ら行った処分に係る中間処理産業廃棄物を排出する事業場を含む。）をいう。
- (15) 委託契約書 政令第6条の2第4号（政令第6条の6第2号においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に適合した委託契約書をいう。
- (16) 優良認定業者 政令第6条の9第2号、政令第6条の11第2号、政令第6条の13第2号又は政令

第6条の14第2号に規定する者をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努めるものとする。
- 2 市は、長崎県と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、産業廃棄物の適正処理を推進するものとする。
- 3 市は、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期是正のため、処理施設の定期的な監視を行うものとする。
- 4 市は、生活環境の保全及び市民の健康の保護を図るため必要と認める範囲において、前項の規定による監視又は調査の結果などの情報の積極的な提供に努めるものとする。

(事業者等の責務)

- 第4条 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する場合は、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守するとともに、設置する地域の環境の特性に配慮し、環境保全のための対策、周辺環境の整備及び安全性の高い施設の確保に努めなければならない。
- 2 事業者等は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、紛争を未然に防止するため、その業務に特段の支障がない限度において当該施設を公開するなど、産業廃棄物の処理に関する情報の積極的な公開に努めなければならない。

(排出事業者の責務)

- 第5条 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する自らの責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 2 排出事業者は、法第3条に定めるところにより、産業廃棄物の発生量の抑制に努めるとともに、発生した産業廃棄物の循環利用及び適正処理に努めなければならない。
- 3 排出事業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。
- 4 排出事業者は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。
- 5 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合にあっては、当該産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者の許可の内容、産業廃棄物の処理の用に供する施設の現況、能力、処分方法等を調査し、当該産業廃棄物を適正に処理する能力を十分に有する処理業者を選定するとともに、委託した産業廃棄物が不適正に処理されることのないよう、当該産業廃棄物の処理を行う事業場を定期的に確認するなど、処理状況の把握に努めなければならない。

(処理業者の責務)

- 第6条 処理業者は、排出事業者の自己処理を排出事業者に代わって行う者としての責任を自覚し、法、政令、省令その他の関係法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項等を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 2 処理業者は、産業廃棄物の処理に関する知識の研さんをはじめ、自らの資質の向上に努めるとともに、その従業員に対しても、市等が開催する産業廃棄物に関する研修会等に参加させるなど、その教育に努めなければならない。

- 3 処理業者は、産業廃棄物の処理を行うに当たっては、地域住民等の理解が得られるよう十分な説明に努め、大気、水質、交通等の周辺環境対策に十分配慮しなければならない。また、産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理については、環境汚染の防止及び安全管理体制等の整備に努めなければならない。

第2章 処理施設の設置等

(処理施設の設置等に関する事前協議)

第7条 処理施設の設置等をしようとする事業者等（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ生活環境の保全に係る事項について必要な調査を行い、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第1号。以下「設置等事前協議書」という。）を市長に提出し、処理施設の設置等に関して協議しなければならない。ただし、別表第1に掲げる処理施設の設置等については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 処理施設の種類及び当該処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (3) 設置場所
 - (4) 処理能力（当該処理施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容積をいう。）
 - (5) 処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概要
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 次に掲げる生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
 - ア 法第15条第1項に規定する処理施設 同条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行う項目、方法、環境保全目標値等を記載した書類
 - イ アに掲げる施設以外の施設 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものについて生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類
 - (2) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書を含む。）
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面並びに埋立処分の計画を記載した書類及び図面
 - (4) 最終処分場以外の処理施設にあつては、事業の概要及び処理工程図
 - (5) 処理施設の付近の見取図
 - (6) 排水水を排出する処理施設の設置等をしようとする者にあつては、処理施設から公共用水域に至るまでの排水経路及びその周辺の土地利用状況を示した図面
 - (7) 関係者に周知するために用いる処理施設の設置の概要を記載した書類及び図面
 - (8) 構造又は規模の変更にあつては、変更前の内容と変更後の内容を記載した書類及び図面
 - (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

(関係市町の長の意見の聴取)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る処理施設の設置等について周知を図る必要があると認める市町の長（以下「関係市町の長」という。）の意見を聴取するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を聴取するにあつては、設置等予定者より提出された設置等事前協議書の写しを関係市町の長に送付するものとする。
- 3 関係市町の長は、第1項の規定による意見を述べるにあたり設置等予定者に対し当該設置等事前協議書の

内容について説明を求めることができるものとする。

(現地調査)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による協議を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(設置等予定者による説明会)

第10条 設置等予定者は、第7条第1項の規定による設置等事前協議書の提出後、関係地域住民への周知を図るため、設置等事前協議書の内容について説明会を開催するものとする。

2 設置等予定者は、その責めに帰すことのできない理由により当該説明会を開催することができないときは、当該説明会の開催に代えて他の方法により周知を図るものとする。

3 設置等予定者は、説明会又は周知の方法及び地域を定めるときは、あらかじめ、その方法及び地域について関係地域住民と協議するものとする。

4 設置等予定者は、説明会その他の方法により周知を図ったときは、速やかに、市長に対して説明会等実施状況報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により説明会等実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(意見の把握等)

第11条 設置等予定者は、事前協議の内容について公害の防止及び生活環境の保全の見地から関係地域住民の意見の把握に努めるものとする。

2 設置等予定者は、前項の規定により把握した意見について誠意をもって検討を行い、必要に応じて市長又は関係市町の長と協議するものとする。

3 設置等予定者は、第1項の規定により把握した意見について対応したときは、速やかに、市長に対して意見等調整状況報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により意見等調整状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

(指導及び助言)

第12条 市長は、生活環境の保全に関する関係市町の長の意見及び設置等事前協議書の内容の審査結果に基づき、生活環境の保全上の見地から当該設置等予定者に対し、協議のあった事項について必要な指導又は助言を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者に対し、当該設置等事前協議書の内容について意見を求めることができるものとする。

3 市長は、設置等事前協議書の審査を終了したときは、設置等予定者に対して文書で通知するものとする。

(設置等事前協議書の内容の変更等)

第13条 設置等予定者は、前条第3項の通知後に当該設置等事前協議書の内容の変更(省令第12条の8に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、改めて設置等事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 設置等予定者は、第1項及び第7条第1項の協議に係る処理施設の設置等を中止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第14条 設置等予定者は、第7条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の協議に係る処理施設の設置等について、関係地域住民又は関係市町の長から生活環境の保全に関する協定の締結要請があったときは、当該関係地域住民又はその代表者又は関係市町の長と協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の締結に関し、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。

(指導及び助言に対する措置)

第15条 設置等予定者は、第12条第1項の規定による市長の指導又は助言に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(処理施設の設置後の対応)

第16条 設置等予定者は、第7条第1項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の協議に係る処理施設の設置等を行った場合は、第11条第2項の規定により検討した事項について、誠意をもって実施しなければならない。また、必要に応じて、関係者に対してその実施状況等を説明するよう努めなければならない。

2 設置等予定者は、第14条第1項の規定による協定に係る処理施設の設置等を行った場合は、当該協定に規定する事項について、誠意をもって対応しなければならない。

第3章 県外産業廃棄物の処理

(県外産業廃棄物の処理の事前協議)

第17条 県外排出事業者等は、県外産業廃棄物を市の区域内において処分し、又は保管するために搬入しようとするときは、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第5号。以下「搬入事前協議書」という。）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、別表第2に掲げる県外産業廃棄物を除く。

2 前項の規定による協議は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

3 搬入事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

4 次のいずれかに該当する場合にあっては、搬入理由書（様式第6号）を添付するものとする。

- (1) 処理の方法が埋立処分である場合
- (2) 処理の方法が中間処理である場合であって、中間処理後に埋立処分する産業廃棄物が生ずる可能性がある場合
- (3) 積替え保管行為を行うために搬入する場合であって、搬入後の処理の方法が前2号のいずれかに該当する場合
- (4) 排出事業場の所在地が九州以外の地域である場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

(協議内容の変更等の指導)

第18条 市長は、前条第1項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者等に対して県外産業廃棄物の搬入の中止又は協議内容の変更等の指導を行うものとする。

- (1) 県外の処理施設、積替施設又は保管施設を経由すること等の理由により、排出事業者（当該産業廃棄物を発生させた事業者を含む。）の特定が困難な産業廃棄物であるとき。
- (2) 処理施設の処理能力に適しない種類、性状及び量の産業廃棄物であるとき。
- (3) 県外排出事業者等に対し、廃棄物に関する法令（条例及び要綱等を含む。）に基づく改善指導等が行わ

れているとき。

- (4) 法又はこの要綱に基づく改善指導等が行われている処理業者に県外産業廃棄物の処理を委託するとき。
 - (5) 委託契約書の内容が適正でないと認められるとき。
 - (6) 生活環境の保全上支障があると認められるとき。
 - (7) 搬入事前協議書に記載する産業廃棄物の処理フロー図、搬入理由書等により不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。
- 2 市長は、前項の指導を行う場合、必要に応じて、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者等に意見を求めることができるものとする。

(承認通知等)

- 第 19 条 市長は、第 17 条第 1 項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、県外産業廃棄物処理承認通知書（様式第 7 号又は第 7 号の 2。以下「承認通知書」という。）を当該協議に係る県外排出事業者等に交付するものとする。
- 2 市長は、承認通知書の交付に際し、生活環境の保全上必要な条件を付すことができるものとする。
 - 3 県外排出事業者等は、承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

(事前協議内容の変更)

- 第 20 条 前条第 1 項の規定により承認通知書の交付を受けた県外排出事業者等（以下「承認事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更が生じるときは、改めて市長に協議しなければならない。この場合においては、第 17 条から前条までの規定を準用する。
- (1) 産業廃棄物を排出する事業場
 - (2) 処理の方法
 - (3) 市内で処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 処理業者（収集・運搬を除く）及び保管施設又は処理施設
 - (5) 製造工程及び産業廃棄物の排出工程又は中間処理工程
- 2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したとき又は変更しようとするときは、第 1 号にあっては変更した日から 10 日以内に、第 2 号にあっては変更しようとする日の 10 日前までに、県外産業廃棄物処理事前協議事項変更届（様式第 8 号。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。
- (1) 県外排出事業者等の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）
 - (2) 処理予定期間（期間を延長する場合）

(事前協議の省略)

- 第 20 条の 2 前年度において第 19 条第 1 項の規定による承認通知書を交付された承認事業者は、その内容が前条第 1 項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がない場合は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出（以下「申出」という。）により、第 17 条第 1 項に規定する搬入事前協議を省略することができる。
- 2 前項の規定により協議を省略しようとする者は、県外産業廃棄物処理事前協議省略の申出書（様式第 5 号の 2。以下「省略申出書」という。）を市長に提出しなければならない。
 - 3 前項において、前年度承認事業者が排出事業者であって、その内容が前条第 1 項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該排出事業者に代えてその処理を受託した処理業者が省略申出書を提出することができる。

- 4 第2項において、前年度承認事業者が処理業者であって、その内容が前条第1項各号に掲げるもの全てについて前年度と変更がないと認められる場合は、当該処理業者に代えてその処理を委託した排出事業者が省略申出書を提出することができる。
- 5 第1項の規定による申出は年度ごとに行うものとする。
- 6 第19条及び第21条から第26条までの規定は、前2項の規定による提出があった場合について準用する。この場合において、第19条第1項中「第17条第1項の規定による協議があった場合において、その内容を審査し、」とあるのは「第20条の2第2項の規定による省略申出書の提出があった場合において、」と読み替えるものとする。

(承認の取消し)

- 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第19条第1項の規定により行った承認を取り消すことができる。
- (1) 協議内容に虚偽があるとき。
 - (2) 第18条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (3) 第19条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
 - (4) 第19条第3項の規定に違反していたことが判明したとき。
 - (5) 第20条第1項の規定に違反したとき。
- 2 県外排出事業者等は、前項の規定による取消しの際すでに市内に搬入した県外産業廃棄物があるときは、その搬入した県外産業廃棄物を撤去する等必要な措置を講じなければならない。

(承認通知書の写しの交付)

- 第22条 第19条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた排出事業者が、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認通知書の写しを当該委託業者に交付しなければならない。
- 2 第19条第1項の規定により承認通知書の交付を受けた処理業者は、速やかに承認通知書の写しを委託された排出事業者に交付しなければならない。

(処理実績報告)

- 第23条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、4月から翌年3月までの間において処分し、又は保管した県外産業廃棄物の処理の状況を毎年6月末日までに、県外産業廃棄物処理実績報告書(様式第9号)により市長に報告しなければならない。

(処理業者の市内優先処理)

- 第24条 処理業者は、産業廃棄物の処理について、市内における産業廃棄物の処理が滞ることのないよう、市内産業廃棄物の優先的な処理に努めなければならない。

(処理計画書の提出)

- 第25条 県外産業廃棄物を処分し、又は保管している処理業者は、次年度も継続して県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとするときは、毎年2月末日までに、次年度の処理計画を産業廃棄物処理計画書(様式第10号。以下「処理計画書」という。)により市長に提出しなければならない。
- 2 新たに県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする処理業者は、当該年度の処理計画を処理計画書により市長に提出しなければならない。

(処理業者の適正処理等)

第26条 処理業者は、承認事業者の委託を受けて県外産業廃棄物の処理を行うときは、第19条第1項の規定により交付された承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、市内の処理施設又は保管施設に搬入し、処分し、又は保管してはならない。

2 県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認通知書の写しを常時収集運搬施設に備えておかなければならない。

3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書の写しを処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。

4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書の写しを処理完了の日の翌日から5年間保存しておかなければならない。

(天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理の特例)

第26条の2 別表第2第8項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者は、事前に産業廃棄物の種類、数量等を記載した天災等により緊急的な処理を要する県外産業廃棄物処理に係る届出書(様式第11号。以下「天災等による届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該排出事業者に代えて処理業者が天災等による届出書を提出することができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、その旨を第1項の場合にあっては排出事業者、前項の場合にあっては処理業者に文書で通知するものとする。

4 第19条第3項の規定は別表第2第8項の県外産業廃棄物を搬入しようとする排出事業者について、第22条第1項の規定は前項の規定により通知を受けた排出事業者について、第22条第2項の規定は前項の規定により通知を受けた処理業者について、第23条及び第26条第1項の規定は第1項又は第2項の届出があった場合について準用する。この場合において、第19条第3項中「承認通知書の交付」とあるのは「第26条の2第3項の規定による通知」と、第22条中「承認通知書」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知された文書」と、第26条第1項中「承認事業者」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知を受けた排出事業者又は処理業者」と、「第19条第1項の規定により交付された承認通知書」とあるのは「第26条の2第3項の規定により通知された文書」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(報告、勧告等)

第27条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な措置について指示若しくは勧告をすることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、県外排出事業者等の排出事業場を管轄する地方公共団体の長(法第24条の2に規定する市にあっては、市長)に通知するものとする。

(準用)

第28条 第2条(同条第10号を除く。)から第16条及び前条第1項の規定は法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の用に供する施設の設置及び法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更(省令第5条の2に規定する軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第2条から第7条までの規定中、「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第2条中「法第2条第4項」とあるのは「法第2条第2項」と、「産業廃棄物(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含

む。)」とあるのは「一般廃棄物」と、「法第 14 条第 1 項又は法第 14 条の 4 第 1 項」とあるのは「法第 7 条第 1 項」と、「法第 14 条第 6 項又は法第 14 条の 4 第 6 項」とあるのは「法第 7 条第 6 項」と、「法第 15 条第 1 項」とあるのは「法第 8 条第 1 項」と、「省令第 12 条の 8」とあるのは「省令第 5 条の 2」と、第 7 条中「産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第 1 号。以下「設置等事前協議書」という。）」とあるのは、「一般廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書（様式第 2 号。以下「設置等事前協議書」という。）」と、別表第 1 中「政令第 7 条の 2」とあるのは「政令第 5 条の 2」と、「法第 15 条第 1 項」とあるのは「法第 8 条第 1 項」と、「政令第 7 条」とあるのは「政令第 5 条」と読み替えるものとする。

（補則）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表第 1（第 7 条関係）

1	排出事業者が、排出事業場内において当該事業場から発生する自らの産業廃棄物を処分するための処理施設の設置（政令第 7 条の 2 に掲げる処理施設を除く。）
2	移動式（排出事業場に移動させて処理する方式をいう。）のみの処理施設の設置
3	建設工事等に伴う臨時的な処理施設の設置（概ね 2 年以内の期間をいう。）
4	法第 15 条第 1 項に定める処理施設（既存の処理施設に限る。）であって、政令第 7 条の区分の追加又は変更に伴う処理施設の設置
5	50 パーセント未満の処理能力の増加を伴う処理施設の変更又は更新（政令第 7 条の 2 に掲げる処理施設を除く。）

別表第 2（第 17 条関係）

1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、再資源化を行うために搬入する特定建設資材廃棄物であって次に掲げるもの ア コンクリート イ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ウ アスファルト・コンクリート
2	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項（第 8 条において準用する場合を含む。）に基づき許可を受けた化製場又は死亡獣畜取扱場において、再生又は処理を行うために搬入される産業廃棄物であって次に掲げるもの ア 廃酸又は廃アルカリ（動物の血液に限る。） イ 動植物性残さ（動物性残さに限る。） ウ 動物系固形不要物 エ 動物の死体
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第 2 条第 9 項に基づき、再資源化を行うために搬入する使用済自動車
4	法律又は国若しくは長崎県が策定する再資源化等に関する計画等に基づき、再資源化が確実な産業廃棄物であって、かつ、処分業者の処分計画が適切であると市長が認めたもの。
5	法第 15 条の 4 の 3 の規定により環境大臣の認定を受けた者が処理をする当該産業廃棄物

6	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する再商品化を行うために搬入する同条第 4 項の特定家庭用機器
7	使用済小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に定める使用済小型電子機器等をいい、同法第 10 条第 3 項により認定された再資源化事業計画に基づき再資源化が行われるものに限る。）
8	天災等により緊急的な処理を要する産業廃棄物

別表第 3（第 17 条関係）

1	排出事業場の業務概要を記載した書類（第 17 条第 2 項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等の一覧表を添付すること。）
2	搬入方法（収集・運搬（保管）の流れ、経由先、受渡責任者の職氏名等）及び搬入経路を記載した書類
3	当該県外産業廃棄物の処理に係る委託契約書又はその案の写し及び処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し（ただし、第 17 条第 2 項により処分業者が提出する場合は、自社に係る産業廃棄物処理業許可証の写しを除く。）
4	第 17 条第 2 項により処分業者が提出する場合にあっては、県外排出事業者等ごとに、処理する産業廃棄物の種類、数量、処理の内訳、性状及び処理予定期間を記載した書類
5	県外排出事業者等が中間処理業者である場合にあっては、次に掲げる書類 ア 県外排出事業者等である中間処理業者の産業廃棄物処分業許可証の写し イ 県外排出事業者等である中間処理業者に産業廃棄物の処分を委託した排出事業者の名称、所在地、業種等を記載した書類（市の区域内において処分又は保管する産業廃棄物に係るものに限る。）
6	次に掲げる産業廃棄物（第 17 条第 2 項により処分業者が提出する場合にあっては、全ての県外排出事業者等に係るものとする。）について事前協議書を提出しようとする日前 3 月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書（様式第 5 号別紙に掲げる健康項目に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH 等）の写し ア 燃えがら イ 汚泥 ウ 廃油 エ 廃酸 オ 廃アルカリ カ 廃プラスチック類 キ 鉱さい ク ばいじん ケ 政令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物 コ その他市長が必要があると認める産業廃棄物
7	その他市長が必要があると認める書類及び図面
備考	市が特に認める場合には、当該産業廃棄物の分析証明書の写しの一部又は全部を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、次項に定めるものを除き、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。ただし、第 17 条に規定する協議は、平成 21 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度のものから開始とする。
- 3 改正後の第 17 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降の県外産業廃棄物の処分又は保管のための搬入に係る事前協議について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行日以後に事前協議を行うものに適用し、施行日前の事前協議については、なお従前の例による。

佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽(みなし浄化槽) し尿のみを処理する施設をいう。
- (3) 高度処理型浄化槽 浄化槽であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの
 - ロ 放流水の総窒素濃度が10mg/l以下の機能を有するもの
 - ハ 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下及び総磷濃度1mg/l以下の機能を有するもの
- (4) 申請者居住住宅 申請者自ら居住の用に供する住宅で、居住の用に供する部分が延べ床面積の3分の2を超えるものをいう。この場合、延べ床面積とは処理対象人員を算定する際、算定に含まれる部分の面積をいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、次条に定める地域内において、浄化槽及び高度処理型浄化槽(国庫補助指針に適合するものとする。)を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽及び高度処理型浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 処理対象人員が50人を超える浄化槽を設置する者
- (4) 家屋の新築又は増築する際に浄化槽を設置する者で、当該設置が汚水処理の未普及解消につながらないもの
- (5) 既存の浄化槽を更新又は改築する者。ただし、災害に伴い更新又は改築する者を除く。
- (6) その他市長が定める者

(補助対象地域)

第4条 前条第1項に規定する地域は、市の区域のうち以下の各号のいずれかに該当する地域とし、別表1のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地域以外の地域(以下「国庫補助事業対象地域」という。)
 - イ 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき策定された公共下水道の事業計画に定められた予定処理区域
 - ロ 佐世保市集落排水処理施設条例(平成18年条例第18号)第23条において定められた排水区域
 - (2) 国庫補助事業対象地域外であって、下水道法第9条による供用開始が公示された地域を除いた地域(以下「市単独事業対象地域」という。)
- 2 高度処理型浄化槽を設置する場合における対象地域については、国庫補助事業対象地域であり、かつ、以下の各号に該当する地域とし、別表1のとおりとする。
- (1) 窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域(平成5年環境庁告示第67号)により指定された海域に生活排水が排出される地域
 - (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に指定された地域

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽及び高度処理型浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表2の人槽区分につき、それぞれ同表の申請者居住住宅の欄及び申請者居住住宅以外の欄に定める額を限度とし、工事費(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と比較していずれか少ない額とする。この場合において、別表2の人槽区分の適用にあたっては、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302-2000)」により算出された人槽を上限とする。ただし、佐世保市浄化槽取扱要領(平成18年2月1日施行)第3に規定する「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の運用基準」の適

用を受ける場合、同基準で算出された人槽を上限とする。

2 前条第1号に規定する国庫補助事業対象地域において、単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合は、以下の各号に定める額を前項により算出した額に上乗せして補助金を交付する。

(1) 撤去費用については、120,000円又は当該撤去費用に相当する額のいずれか低い額（金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 宅内配管工事費については、300,000円又は当該工事費に相当する額のいずれか低い額（金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置届出書又は建築確認申請書を提出した後に、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、工事の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽処理対象人員算定表

(2) 設置場所の案内図（位置図）

(3) 浄化槽工事に係る見積書の写し（内訳の分かるもの）

(4) 型式適合認定書別添仕様書及び図面

(5) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあっては、当分の間、浄化槽が国庫補助指針に適合していることを証する書面（登録浄化槽管理票（C票）及び全国浄化槽普及促進市町村協議会の登録証）

(6) 下水道接続に関する確約書（市単独事業対象地域に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（補助金交付変更申請及び変更届等）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときにおいて、補助金額の変更を伴う場合は補助金交付変更申請書（第4号様式）に、補助金額の変更を伴わない場合は変更届（第5号様式）に当該変更等に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金交付変更申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し補助金交付変更申請書を提出した者に対して、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度の3月25日までのいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（ただし、補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 浄化槽工事に係る請求書又は領収書の写し（内訳の分かるもの）

(4) 処理対象人員が10人以下の浄化槽にあっては、機能保証制度の保証登録証

(5) 浄化槽工事完了届出書及び浄化槽工事検査報告書の写し

(6) 浄化槽工事施行写真

(7) 補助区分が申請者居住住宅の場合、設置場所に居住していることを証する書類（住民票の写し）

(8) 浄化槽使用廃止届出書の写し

（ただし、単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置する場合の上乗せ補助対象事業に限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（第8号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、市の所定の請求書による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

（補助金交付の取り消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況及び完成状況を施工現場において確認することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以後の補助金交付申請に係る補助金について適用し、施行日前までの補助金については、なお従前の例による。

3 施行日前までに浄化槽法又は建築基準法の規定による浄化槽設置届出を終了している者に対するこの要綱による申請書類の適用については、当分の間、改正前の要綱第5条によることができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年10月3日から施行する。

（経過措置）

2 国庫補助事業対象外（市単独事業）の補助については、浄化槽法又は建築基準法の規定による平成13年7月20日以降の浄化槽設置届の受付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、平成21年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

国庫補助事業対象地域

(1) 浄化槽

地区	区分	町名
大村湾沿岸	全域の町	江上町、奥山町、指方町、城間町、瀬道町、長畑町、南風崎町、萩坂町、針尾東町、宮津町、針尾北町、針尾中町
	一部区域の町	崎岡町
佐世保湾沿岸	全域の町	庵浦町、江永町、木原町、口の尾町、心野町、塩浸町、重尾町、下の原町、新替町、新行江町、俵ヶ浦町、野崎町、針尾西町、平松町、三川内町、三川内新町、三川内本町、横手町、吉福町
	一部区域の町	赤崎町、有福町、石坂町、鶺渡越町、浦川内町、上原町、折橋町、春日

		町、木風町、黒髪町、桑木場町、小佐世保町、小島町、崎辺町、桜木町、早苗町、清水町、白木町、白岳町、陣の内町、須佐町、大塔町、高梨町、田の浦町、天神町、中通町、中原町、日宇町、東大久保町、広田町、福田町、前畑町、松山町、矢岳町、山祇町、山手町、大和町、横尾町、花高3丁目
自然公園区域	全域の町	赤木町、浅子町、烏帽子町、大野町、小川内町、上柚木町、川谷町、潜木町、楠木町、黒島町、戸ヶ倉町、小舟町、菰田町、里美町、下宇戸町、下本山町、白仁田町、瀬戸越一丁目、高島町、高花町、岳野町、田代町、田原町、知見寺町、筒井町、十文野町、八の久保町、原分町、松瀬町、松原町、矢峰町、柚木町、柚木元町、宇久町平、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町寺島、小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町臼ノ浦、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町楠泊、小佐々町矢岳、小佐々町葛箒、鹿町町大屋、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町九十九島、鹿町町口ノ里、鹿町町鹿町、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町新深江、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町中野、鹿町町長串、鹿町町深江、鹿町町深江潟、鹿町町船ノ村
	一部区域の町	鹿子前町、瀬戸越町、船越町、下船越町、相浦町、愛宕町、大瀧町、小野町、川下町、椎木町、新田町、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、竹辺町、長坂町、日野町、母ヶ浦町、宇久町野方、宇久町本飯良、江迎町猪調、江迎町箆尾、江迎町奥川内、江迎町北平、江迎町田ノ元、江迎町中尾、江迎町七腕、踊石町、皆瀬町、上本山町、下本山町、瀬戸越二丁目、棚方町、中里町、野中町、光町、牧の地町、吉岡町
佐々川流域	全域の町	世知原町赤木場、世知原町岩谷口、世知原町上野原、世知原町太田、世知原町開作、世知原町木浦原、世知原町北川内、世知原町栗迎、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町西ノ岳、世知原町箆瀬、世知原町矢櫃、世知原町槍巻、吉井町板櫃、吉井町大渡、吉井町乙石尾、吉井町踊瀬、吉井町梶木場、吉井町上吉田、吉井町下原、吉井町高峰、吉井町立石、吉井町田原、吉井町直谷、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町春明、吉井町福井、吉井町前岳、吉井町吉元
	一部区域の町	江迎町田ノ元
水道水源の地域	全域の町	吉井町草ノ尾、江迎町奥川内、江迎町中尾
	一部区域の町	江迎町箆尾、江迎町北平、江迎町栗越、江迎町田ノ元、江迎町長坂
その他地域	全域の町	江迎町飯良坂、江迎町箆尾、江迎町奥川内、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町栗越、江迎町七腕、江迎町根引
	一部区域の町	江迎町赤坂、江迎町猪調、江迎町上川内、江迎町北平、江迎町小川内、江迎町志戸氏、江迎町末橋、江迎町田ノ元、江迎町中尾、江迎町長坂、江迎町三浦、江迎町乱橋

(2) 高度処理型浄化槽

地区	区分	町名
大村湾沿岸	全域の町	奥山町、城間町、長畑町、南風崎町、萩坂町、宮津町
	一部区域の町	江上町、指方町、瀬道町、針尾東町、針尾北町、針尾中町、崎岡町

別表2（第5条関係）

1. 国庫補助事業対象地域

(1) 浄化槽

人 槽 区 分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	498,000円	374,000円	249,000円	187,000円
6～7人槽	621,000円	466,000円	311,000円	233,000円
8～50人槽	822,000円	617,000円	411,000円	309,000円

(2) 高度処理型浄化槽

（総窒素濃度20mg/ℓ以下又は総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人 槽 区 分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	526,000円	402,000円	263,000円	201,000円
6～7人槽	669,000円	514,000円	335,000円	257,000円
8～50人槽	859,000円	654,000円	430,000円	327,000円

（総窒素濃度10mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人 槽 区 分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	640,000円	516,000円	320,000円	258,000円
6～7人槽	777,000円	622,000円	389,000円	311,000円
8～10人槽	997,000円	792,000円	499,000円	396,000円

（総窒素濃度20mg/ℓ以下及び総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの。）

人 槽 区 分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改 築	新 築	改 築	新 築
5人槽	694,000円	570,000円	347,000円	285,000円
6～7人槽	900,000円	745,000円	450,000円	372,000円
8～50人槽	1,237,000円	1,032,000円	618,000円	516,000円

備考 この表における「改築」とは以下の各号に定める工事をいう。

- (1) 既設のくみ取り便所を改造し、浄化槽を設置する工事
- (2) 単独処理浄化槽の使用を廃止し、新たに浄化槽を設置する工事

2. 市単独事業対象地域

人 槽 区 分	申請者居住住宅
5人槽	166,000円
6～7人槽	207,000円
8～50人槽	274,000円

佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱(昭和63年4月1日施行)第3条に規定する市長の定める地域(以下「対象地域」という。)内において浄化槽を設置し、金融機関より資金の融資を受けて浄化槽の改造工事を行った者に対する利子補給金の交付(以下「利子補給」という。)に関し、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき策定された公共下水道の事業計画に定められた予定処理区域及び佐世保市集落排水処理施設条例(平成18年条例第18号)第2条において定められた排水区域を除く地域をいう。
- (2) 改造工事 浄化槽を設置するための既設くみ取り便所等(浄化槽を含む。)の改造及び排水管その他の排水設備の工事をいう。

(対象資金)

第3条 この要綱で利子補給の対象となる資金は、対象地域内において浄化槽の改造工事を実施するため市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(以下「取扱金融機関」という。)より融資を受けた資金(以下「資金」という。)とする。

(利子補給の対象期間)

第4条 利子補給の対象期間は、資金の融資を受けた日から約定償還日まで(以下「償還期間」という。)とする。ただし、繰上償還をする場合は、繰上償還完済日までとする。

(利子補給を受けることができる者)

第5条 利子補給を受けることができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 佐世保市浄化槽設置補助金交付要綱第3条に規定する交付要件を満たす者であること。
- (2) 市税を完納している者であること。

(利子補給の要件)

第6条 利子補給は、資金の額及び償還期間が次に掲げる要件に該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 資金の借入限度額は、1件につき60万円とする。この場合において、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、さらに30万円を限度として加算した金額を借入限度額とすることができる。
- (2) 資金の償還期間は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60カ月以内とする。

(利子補給の限度額)

第7条 利子補給は、遅延利息を除く利子を対象とし、5万円を限度とする。ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は、7万5千円を限度とする。

(交付申請)

第8条 利子補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、資金の融資契約の締結後、最初の償還日までに佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 取扱金融機関からの借入を証する書類(契約書の写し等)
- (3) 浄化槽等工事に係る見積書の写し(内訳がわかるものに限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、予算の定めるところにより、その決定の内容を佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、利子補給金を交付することが不相当と認められるときは、理由を付して、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条第1項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、申請内容を変更するため規則第9条第2項に規定する報告を行う場合は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金交付変更申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(中間補給)

第11条 償還期間内に資金を分割して償還する場合において、償還した回数が全体の分割償還回数の半分以上となった補助対象者は、当該分割償還した資金の利子相当額にかかる利子補給を受けることができる。ただし、償還期間において1回とする。

2 前項に規定する利子補給を受けようとする補助対象者は、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給(中間補給)申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 支払証明書(取扱金融機関が発行するものに限る。)
- (2) 補助対象者に係る市税納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績報告)

第12条 補助対象者は、償還期間の満了後1カ月以内に、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 完済証明書(取扱金融機関が発行するものに限る。)
- (2) 補助対象者に係る市税納税証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第13条 市長は、第11条に規定する中間補給申請書及び前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給の交付額を確定し、佐世保市浄化槽等改造資金利子補給金確定通知書(様式第7号)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第14条 前条の規定による交付額の確定を受けた補助対象者は、規則第14条第1項の規定により、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し)

第15条 規則第15条に規定するもののほか、市長は、補助対象者が資金の償還を怠ったときその他市長が必要と認めるときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(様式の特例)

第16条 第8条に規定する利子補給金交付申請書及び第12条に規定する利子補給金実績報告書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風水害その他の災害により一般家庭、事業所等の便槽が浸水し、公衆衛生及び感染症予防のため、緊急にし尿の収集を行う必要が生じた場合、被災者のし尿収集料金（以下「収集料金」という。）の負担軽減を図ることを目的とし、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用要件)

第2条 この措置は、佐世保市災害警戒本部又は佐世保市災害対策本部の設置期間において、し尿の収集を実施した場合に限り適用する。

(収集料金算出基準)

第3条 収集料金は、し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱に規定する料金基準額により算出する料金を基準とする。

(軽減額)

第4条 第1条に規定する負担軽減（以下「軽減額」という。）は一災害につき2,000円とする。

2 前条の規定により算出した額が軽減額を下回った場合は、算出した額を軽減額とする。

(し尿収集業者)

第5条 し尿収集業務に従事する業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づき許可を受ける者（以下「許可業者」という。）とする。

(収集料金の徴収)

第6条 収集料金の徴収は、許可業者が行うものとし、第3条の規定によって算出した収集料金総額と軽減額の差額を徴収するものとする。

(補助金の申請等について)

第7条 し尿収集が完了したとき、軽減額に相当する金額（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする許可業者は、災害し尿収集補助金交付申請書（第1号様式）に現認証（第2号様式）及び災害時のし尿収集実績報告書（第3号様式）を添えて市長に申請するものとする。

2 前項の規定により申請した補助金の交付の決定、条件、決定の通知については、規則第4条から、第6条までの規定を適用する。

(補助金の交付)

第8条 規則第6条の規定により通知を受けた許可業者は、規則第14条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき内容審査のうえ、支払うものとする。

(補助金等の交付手続きの特例)

第9条 この補助金にかかる交付手続きについては、規則第19条の規定により、規則第11条に規定する実績報告及び規則第12条に規定する補助金の額の確定通知の手続きについては、省略するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 災害時におけるし尿汲取り料金の一部補助支出内規は、平成3年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(第1号様式)

(表面)

年 月 日	
佐世保市長 様	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
補 助 金 等 交 付 申 請 書	
<p>災害被災者に対するし尿収集料金の軽減に関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。</p> <p>また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。</p> <p>なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾します。</p>	
1 補助事業等の名称	
2 総事業費	円
3 補助金等の額	円
4 補助事業等の着手年月日及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
5 添付書類	① 現認証 (第2号様式) ② 災害時のし尿収集実績報告書 (第3号様式)
6 備 考	

(裏面)

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

(第2号様式)

様式2

No. _____

現 認 証

年 月 日災害時におけるし尿収集

料金は、下記のとおり相違ありません。

町 番 号 氏名

従 量	荷	円	記 事
無臭トイレ	1基	円	(班)
延長ホース	本	円	
特別加算		円	
計		円	収集日 年 月 日
市補助額		円	
差引請求額	円	円	自動振替日 月 日

年 月 日

佐世保市長 様

(第3号様式)

年 月 日

災害時のし尿収集実績報告書

番号	氏名	住所	料金制	人員	無臭	簡水	前回実績		水害実績					軽減額	請求額
							収集日	手数料	収集日	手数料	荷数	ホース	合計		
合計															

佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒島、高島及び寺島（以下「離島」という。）におけるし尿の収集運搬に係る事業者の船舶借上料等を補助することをもって、当該地域住民のし尿処理費用の負担軽減を目的とする離島し尿海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 この要綱で定める補助金は、次の各号の要件を満たすものに対し交付する。

- (1) 黒島町、高島町又は宇久町寺島において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の規定に基づき、一般廃棄物のうちし尿の収集運搬業の許可を受けた事業者
- (2) 離島において収集されたし尿を船舶を用いなければ所定のし尿処理施設に運搬できない場合であって、その海上輸送のための設備を有していない事業者

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費は、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 船舶借上料
- (2) 航送料
- (3) 離島での収集作業に要する特別な経費

2 補助金の交付額は、前項に規定する対象経費のうち市長が必要と認める経費の合計額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業着手前に、規則に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認め

たときは、省略することができる。

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 補助対象経費の算定書又は見積書
(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定について当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 市長は、補助事業の遂行状況について、補助事業者に報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、全ての業務終了後に、規則に定める実績報告書を提出し、補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときには、規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第5条による交付決定後、補助金を概算払いにより交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、偽りその他の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けた者がいるときは、補助金の交付決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の予算に係る補助金について適用し、平成24年度までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会条例

(設置)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）第2条第1項の規定により設置される佐世保市し尿収集運搬に係る検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、佐世保市域のし尿収集運搬に関する事項について調査及び検討を行う。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条の2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

し尿収集運搬料金基準額等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市一般廃棄物処理計画に従い、し尿の収集運搬等を適正に行うため、し尿に係る一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が行うし尿の収集運搬に係る料金基準額等について必要な事項を定めるものとする。

(料金基準額)

第2条 佐世保市内でのし尿の収集運搬料金は、別表に掲げる料金基準額を基準として算出する。

(料金基準額の改定)

第3条 料金基準額は、3年ごとに見直すものとする。ただし、社会経済状況の変化に伴い、許可業者又は市民等に重大な影響が及ぶと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する見直しに伴い、料金基準額が改定されたときは、市長は広報させば等で市民等に周知するものとし、許可業者は市民等に個別に説明するものとする。

(許可業者の遵守事項)

第4条 許可業者は、し尿の収集作業を行うときは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 収集車両をできるだけ水平な場所に駐車し、適切な計量を行うとともに、市民等からの計量時の立会いの要望に対しては、これに応じるよう努めること。

(2) し尿を吸引するときは、砂れき等を混入しないこと。

2 許可業者は、市から決算関係資料の提出を求められたときは、これを提供するものとする。

(連絡会)

第5条 市及び許可業者は、し尿収集運搬に関する状況等を共有するため、定期的に連絡会を開催するものとする。

(助言及び指導)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、許可業者に対し、し尿収集運搬に係る助言又は指導をするものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に収集するし尿収集運搬料金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のし尿収集運搬料金基準額等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に収集するし尿の収集運搬料金の算定について適用し、同日前に収集するし尿の収集運搬料金の算定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係） 料金基準額

料金の種類	金額
従量料金	イ 宇久地区以外 18リットルごとに 210円 ロ 宇久地区 18リットルごとに 190円
特別加算料金	ホース3本（60メートル）を超える場合、1本につき 50円
備考	上記の従量料金及び特別加算料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

○佐世保市廃棄物処理施設専門委員会条例

平成 30 年 3 月 27 日条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成 30 年条例第 40 号）第 2 条第 1 項の規定により設置される佐世保市廃棄物処理施設専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 専門委員会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 3 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 15 条の 2 第 3 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる事項について市長に意見を述べるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設及び同令第 7 条の 2 に規定する産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設」という。）の設置の許可又は変更の許可に係る廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物処理施設の設置又は変更に係る必要な事項

(委員)

第 3 条 専門委員会は、委員 11 人以内をもって組織し、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員会の委員の構成は、別表のとおりとする。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第 5 条 専門委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員会があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条の2 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、専門委員会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 専門委員会は必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月19日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

専門事項	委員数
廃棄物の処理	3人以内
大気質・悪臭	3人以内
騒音・振動	2人以内
水質・地下水	3人以内

佐世保市使用済自動車海上輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離島地域における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため、使用済自動車海上輸送費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用済自動車 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- (2) 海上輸送 使用済自動車を島外に搬出するため、定期船等の船を使用し輸送することをいう。
- (3) 引取証明書 法第2条第11項に規定する引取業者が使用済自動車を引き取る際に、法第80条の規定により、使用済自動車の引取りを求めた者に対し交付する書面をいう。
- (4) 関連事業者 法第2条第17項に規定する引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者をいう。
- (5) 出えん率 公益財団法人自動車リサイクル促進センターの離島対策支援事業の協力資金出えん率をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用（以下「海上輸送経費」という。）を負担した者に対して予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費は、使用済自動車の海上輸送経費とする。

- 2 補助金の交付額は、前項の対象経費に出えん率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、使用済自動車ごとの海上輸送経費を証明する書類、引取証明書その他引渡し先の関連事業者が使用済自動車を引き取ったことを証明する書類を添えて、海上輸送を行った日から2箇月以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、使用済自動車海上輸送費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により通知を行った場合は、補助金交付申請者に対し、補助金交付申請者の指定する口座に補助金をすみやかに振り込むものとする。

(補助事業者の注意義務等)

第8条 補助事業者は、条例その他関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって当該事業を行わなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(規則19条の規定による交付手続の省略等)

第11条 この補助金にかかる交付手続については、佐世保市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第19条の規定により、規則第3条に規定される交付申請と規則第14条に規定される交付請求の手続きを併合し、規則第6条に規定される交付決定と規則第12条に規定される額の確定の手続きを併合する。また、規則第11条に規定される実績報告の手続きは省略する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

佐世保市廃棄物適正処理推進指導員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、佐世保市廃棄物適正処理推進指導員（以下「推進指導員」という。）の設置、業務その他必要な事項について定めるものとする。

(内容)

第 2 条 市内において、廃棄物の不法投棄の防止策として、廃棄物適正処理パトロール業務を適切に遂行するため、廃棄物指導課に推進指導員を置く。

(任用)

第 3 条 推進指導員は、市長が任命する。

2 任用期間は、特に期限を付した場合を除き、任用の日の属する年度の末日までとする。
ただし、再任用することを妨げない。

(身分)

第 4 条 推進指導員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する「特別職の地方公務員」とする。

(職務)

第 5 条 推進指導員は、所属長の指揮監督を受け、別に定める事務処理要領により、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不法投棄監視パトロール
- (2) 産業廃棄物処理施設等への立入検査の補助
- (3) 不法投棄等の事情把握、調査書作成、苦情処理
- (4) 区市町村等関係機関との連絡調整
- (5) その他廃棄物の適正処理を図るうえで必要と認められる業務

(身分証明書)

第 6 条 推進指導員は、職務に従事するときは、市長が交付した身分証明書を常に携帯し、関係人の請求を受けたときには、これを提示しなければならない。

2 推進指導員は、退職し、又は解雇されたときは、前項の身分証明書を直ちに返納しなければならない。

(退職)

第 7 条 推進指導員は、退職しようとするときは、退職しようとする日の 1 月前までに、その旨を文書により申し出て、市長の承認を得なければならない。

(身元保証)

第 8 条 推進指導員に委嘱された者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴調書
- (2) 誓約書
- (3) 身元保証書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 推進指導員は、前項に規定する提出書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で市長に届けなければならない。

(免職)

第 9 条 市長は、推進指導員が次の各号の一に該当するときは、免職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務に支障がある場合。
- (2) 故意又は過失により、市に損害を与えたとき。
- (3) 職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合。
- (4) 推進指導員として不信行為があった場合、又は市の信用を失墜するような行為があった場合。
- (5) 2 ヶ月以上継続して欠勤した場合。
- (6) 無断欠勤が 1 4 日を超えた場合。
- (7) 全各号に掲げるもののほか、推進指導員として適格性を欠くと認められる場合。

(服務)

第 1 0 条 推進指導員の服務については、地方公務員法第 3 0 条及び第 3 2 条から第 3 5 条までの規定を準用する。

(賃金)

第 1 1 条 推進指導員の賃金は、予算の範囲内において市長が定める。

(賃金の支給日)

第 1 2 条 推進指導員の賃金は、勤務に従事した月の 1 日から末日までの分を、翌月の 9 日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は休日にあたる時は、その前日に支給するものとする。

(賃金の日割り計算)

第 1 3 条 採用又は退職により 1 月に満たない月がある場合の賃金は、日割り計算による。

(勤務)

第 1 4 条 勤務時間は、週 3 8 時間 4 5 分とし、始業は午前 8 時 3 0 分、終業は午後 5 時 1 5 分とする。ただし、業務の必要により、所属長は始業及び終業の時刻を変更することができる。

2 勤務を要しない日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(3) 佐世保市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和 2 9 年規則第 6 号）第 6 条に規定する年末年始の休暇

3 所属長は、公務の必要により、所定勤務時間外に勤務を命ずることができる。

(年次有給休暇)

第 1 5 条 推進指導員の年次有給休暇は、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）の定めるところによる。

(無給休暇)

第 1 6 条 推進指導員に、次の各号に掲げる休暇を無給休暇として与えることができる。

(1) 病気休暇

負傷又は疾病により勤務することができない場合に 1 ヶ月を限度として与えるものとし、引き続き 6 日を超える場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(2) 公傷休暇

推進指導員が公務災害と認定された場合に、その診断書に基づき与えるものとする。

ただし、その期間は、雇用契約の期間満了までとする。

(社会保険)

第 1 7 条 推進指導員の社会保険の適用については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に定めるところによる。

(貸与)

第 1 8 条 市長は、推進指導員に対し、その職務に必要とする用具等について、その必要と認める範囲内でこれを貸与することができる。

2 推進指導員は、退職し、又は免職されたときは、速やかに当該用具等を返納しなければならない。

(損害賠償)

第 1 9 条 推進指導員は、自己の責めに帰すべき事由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第 2 0 条 推進指導員の災害補償については、労働者災害補償保険法及び佐世保市職員公務災害保障付加給付条例の定めによる。

(旅費)

第 2 1 条 推進指導員が公務のため旅行するときは、佐世保市旅費条例第 2 3 条の定めにより 3 等級とする。

(委任)

第 2 2 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

環境部展開検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐世保市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、「条例」という。）第25条第5項に定める検査について、その円滑な実施に資するよう定めるものとする。

(展開検査)

第2条 この要領でいう展開検査とは、条例第25条に定める受入基準の順守について、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター（以下、「処理場」という。）で行う一般廃棄物収集運搬事業者の搬入するごみの内容物検査をいう。

(展開検査の実施)

第3条 展開検査は、次により行うものとする。

- (1) 展開検査の実施時期は施設課が環境部内の調整を行い定める。
- (2) 展開検査を行う職員は、展開検査の実施の度に環境部各課の職員をもってあてる。
- (3) 展開検査を受けた一般廃棄物収集運搬事業者のごみの内容物に係る調書の作成は、廃棄物減量推進課及び又は廃棄物指導課が行う。

(展開検査後の事務)

第4条 環境部長は、前条第3号の規定により作成した調書について条例施行規則第9条別表第3号に定める処分の判定、及び展開検査の実施を円滑にするため会議を招集する。

- 2 前項の会議に関する事務は、施設課が行う。
- 3 第1項に定める会議は、環境部各課の課長及び展開検査の検査を行った職員が行うものとする。

(一般廃棄物収集運搬事業者への指導)

第5条 展開検査の実施による一般廃棄物収集運搬事業者に対する指導は、前条の会議に関わらず、展開検査の実施中及び実施後直ちに行わなければならない。

- 2 前項の指導については、処理場の運営に関わるものは施設課、一般廃棄物収集運搬業に関わるものは廃棄物指導課、廃棄物の減量・分別に関わるものは廃棄物減量推進課が行うものとする。

(その他)

第6条 展開検査の実施について、この要領に定めのない事項については、その内容により前条の規定によりそれぞれの事務の所管課の意見を聞き環境部長がその都度定める。

- 2 これによりがたいものについては、環境部長が環境政策課に環境部内の調整をさせた後に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。